

しっかり
補償!!

総合食品賠償共済

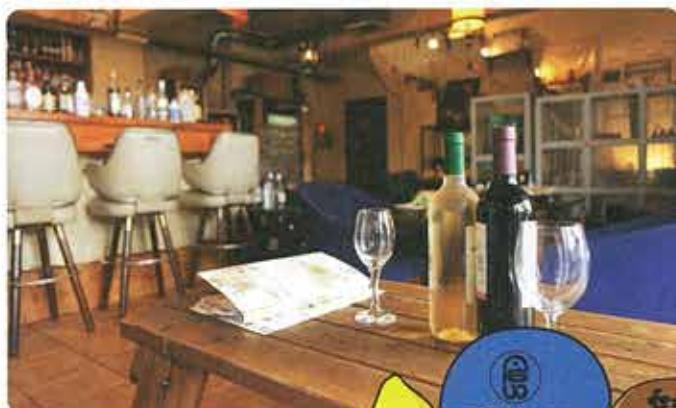
さらに

ワイドな補償!!

総合食品賠償共済

あんしんフード君

スーパーあんしんフード君



共済(保険)期間

この制度の共済(保険)期間は1年間で、
毎月1日と15日 にはじまります。
共済(保険)期間開始日は加入申込と掛金の送金により、右表の通りとなります。

加入申込と掛金の送金

補償開始日

毎月6日から 20日までのとき	翌月1日16時からの 共済(保険)開始
毎月21日から 翌月5日までのとき	翌月15日16時からの 共済(保険)開始

 公益社団法人 日本食品衛生協会

〒150-0001 東京都渋谷区神宮前 2-6-1 食品衛生センタービル
TEL. 03-3403-2115 URL : <http://www.n-shokuei.jp>

損害保険部分引受保険会社

MS&AD

三井住友海上火災保険株式会社

この制度は、公益社団法人日本食品衛生協会が損害保険契約者となる団体損害保険制度(食品営業者賠償責任保険、旅館賠償責任保険、旅館宿泊者賠償責任保険、業務災害賠償保険、マネー包括保険・引受保険会社 三井住友海上火災保険株式会社)と認可特定保険業者である公益社団法人日本食品衛生協会が実施する共済制度から構成されています。

日食協賠償共済制度は、食品事故をはじめとした各種賠償事故をトータルに補償する事ができます。

食協会員のみなさまの周りには、様々なリスクが存在しています。



一度賠償事故が発生した場合、多くの負担が発生します。

例 飲食店にて食中毒が発生した場合の「営業再開までの流れ」と「発生する費用・損失」



【その他にも事故内容、業種等により様々な費用が発生する可能性があります。】



多額の損害賠償金の支払いへの備えはもちろん、
営業停止(自粛)中でも従業員の給与、電気代、水道代、賃料等が発生するため、
これらの費用にも備える事が重要です!!

スーパーあんしんフード君・あんしんフード君でこれらのリスクに備えましょう!!

(注)上記の営業休止中の損失を補償するには、スーパーあんしんフード君をお選びいただくか、あんしんフード君に休業補償特約(オプション)をセットする必要があります。

日食協賠償共済制度とは?

日食協賠償共済制度とは、「食協会員・消費者の保護」ならびに「会員による相互扶助」を目的とし、昭和47年に引受を開始した共済制度^{※1}です。日食協が保有する多数の食品事故データを基に設計された「食協会員専用の制度」により、「納得の掛金(保険料)水準」と「充実した補償内容」を実現し、多くの食協会員から高い支持を頂いています。

賠償共済制度の特長

- 納得の掛金(保険料)水準!!
- もしもの時にありがたい特別費用(共済部分)制度!!
- 制度開始以来、45年を超える実績!!
- 年間約29万件の加入実績と700件を超える支払実績!!
- 簡単なご加入手続き!詳細は17ページにてご確認下さい

※1 この制度は、公益社団法人日本食品衛生協会が損害保険契約者となる団体損害保険制度(食品営業者賠償責任保険、旅館賠償責任保険、旅館宿泊者賠償責任保険、業務災害補償保険、マネー包括保険:引受保険会社三井住友海上火災保険株式会社)と認可特定保険業者である公益社団法人日本食品衛生協会が実施する共済制度から構成されています。

※2 3~4ページ記載の損害保険部分★の10%がお支払い対象となります(不良完成品損害は対象になりません。)

あんしんフード君(総合食品賠償共済)の特長

- 幅広いリスクに対応しているため、補償の重複や加入もれの心配がありません! 詳細は次ページ以降をご確認下さい。
 - 食協会員(食品営業者)専用に独自に設計された制度のため、特徴のある(もしもの時に役に立つ)補償内容となっています!
- 食中毒事故発生時に必ず必要となる消毒費用(含む設備の交換費用^{※1})や、商品の回収費用(通信費用、輸送費用、保管費用、廃棄費用、回収のために要した人件費、交通費等)を基本補償としています。 詳細は次ページ以降をご確認下さい。
- ※1 引受保険会社が、「消毒を目的とし、必要である」と判断したものに限ります。

スーパーあんしんフード君(総合食品賠償共済)の特長

- あんしんフード君に休業補償特約(食中毒・特定感染症利益補償特約)、傷害補償特約(業務災害補償保険)が自動的にセットされ、あんしんフード君にこれらの特約をセットされる場合に比べてお得なコースです。

さらに、ご加入者様のうれしい特典!!

1 弁護士無料電話相談サービス

2017年7月1日より加入者向けの「弁護士無料電話相談サービス」が始まりました!
お客様トラブル等のお困りごとに対して、日食協の顧問弁護士より法律的なアドバイスを致します

03-6459-2461

受付時間 10:00~17:00 土・日・祝日を除く

*食品営業賠償共済のご加入者さまはご利用頂けません。
※本サービスは、法律的なアドバイスをご提供するものであり、無料で示談代行を行うものではありません。また、正式に弁護士契約をされる場合の費用は有料となります。

顧問法律事務所：弁護士法人匠総合法律事務所（東京、大阪、名古屋、仙台、福岡）

日食協が損害保険契約者となる生産物品質保険制度(あんしんリコール君)において、

約10%~48%*の割引が適用されます。*ご加入頂くプランによって異なります。

3 加入されている営業施設が火災に遭われた場合に、見舞金をお支払いします。 詳細は次ページ以降をご確認下さい。

補償の概要 [手厚いプランと基本を揃えたプランをご用意しました。]

損害 賠償

対人 他人の生命や身体を害し(身体障害)、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

対物 他人の財物を減失、破損または汚損し(財物損壊)、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

**人物
以外** 他人への身体障害・財物損壊以外に、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

費用 利益

偶然な事由により被保険者が負担した費用や喪失した利益等を補償します。

スーパーあんしんフード君 より手厚く補償できるおすすめプランです。

あんしんフード君 基本の補償を揃えたスタンダードなプランです。

* 生産物 リスク

提供した飲食物に起因する事故



・食中毒



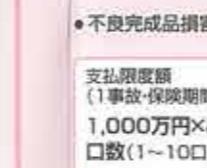
・異物混入



・アレルギーによる
ショック死(表示不備)



・容器破損による衣服
の汚損



・不良完成品損害

支払限度額
(1事故・保険期間中)
1億円×ご加入口数(1~10口)
ただし業種9の場合は1~20口)
免責金額 0円

* 業務・施設 リスク

業務中の事故



・対人

・対物

・対人

・対物

施設の管理不備による事故



・対人

・対物

漏水に関する事故



・対物

* 受託物 リスク



・対物



・対物



・対物

* 休業リスク



あんしんフード君加入時は
オプションで加入いただけます。

Restaurant
営業停止

費用
利益

保険金額：年間粗利益の1/12

*正しい売上高でご加入頂いていない場合、保険金・共済金が減額されますのでご注意ください。

*補償期間は15日となります。

免責金額 0円

詳細は7ページをご確認ください。

傷害リスク

あんしんフード君加入時は
オプションで加入いただけます。



従業員等(事業主、役員、従業員、パート・アルバイト等)の業務上のケガ
業務上のケガによる
死亡・後遺障害補償

業務上のケガによる
入院補償(手術補償)

業務上のケガによる
通院補償

300万円

1日あたり 3,000円
(① 入院中に受けた手術の
場合30,000円。
② ①以外の手術の場合
15,000円)

1日あたり
2,000円

詳細は8~9ページをご確認ください。

スーパーあんしんフード君とあんしんフード君は次の事故のような場合にお役に立ちます。
お客様のニーズに合わせてお選びください。

費用
利益

偶然な事由により被保険者が負担した費用や喪失した利益等を補償します。

各種費用等

お詫び広告等

支払限度額
(1事故・保険期間中)
1事故100万円限度
保険期間中1,000万円限度
免責金額(自己負担額):なし

事故調査のための 費用等

1事故・保険期間中
1,000万円限度
免責金額(自己負担額):なし

治療費・見舞金等

1回の事故につき被患者1名
あたり次の金額が限度。ただし
保険期間中1,000万円限度。
死亡: 50万円
重度後遺障害: 50万円
入院: 10万円
通院: 3万円
免責金額(自己負担額):なし

裁判費用等

1事故100万円限度
保険期間中1,000万円限度
免責金額(自己負担額):なし

消毒費用、 設備交換費用等

1事故500万円限度
保険期間中1,000万円限度
免責金額(自己負担額):なし

リコール費用

1事故・保険期間中
1,000万円限度
免責金額(自己負担額):なし

お客様への 代金弁償等

1事故100万円限度
保険期間中1,000万円限度
免責金額(自己負担額):なし

人格権侵害・広告宣伝 活動による権利侵害

人格権侵害、広告宣伝活動に起因
する権利侵害それぞれについて
被害者1名あたり100万円
1事故・保険期間中1,000万円
限度
免責金額(自己負担額):なし

共済部分: 共済金

特別費用

損害保険部分(★)でお支払いされる
保険金の
10%
1,000万円
限度^{#2}

*不良完成品損害は対象になりません。
見舞いに要した交通費、連絡経費、
衛生教育費等にお役立てください。

*1 損害賠償金および休業補償金をさします。
ただし「不良完成品損害」「飲食自体の
損害」「人格権侵害・広告宣伝活動によ
る権利侵害」に関わる損害賠償金は除
きます。

*2 2口以上ご加入の場合、限度額は「1,000
万円×口数」となります。

加入者特典(共済部分)

火災見舞金

最高 10万円

加入されている営業施設が不幸にし
て火災に遭われた場合に、見舞金を
お支払いします。

弁護士無料 電話相談サービス

オプション

現金盗難等リスク



現金(売上金)等の盗難、火災等に起因する事故

セット名	Aプラン	Bプラン	Cプラン
支払限度額 (貨紙幣類)	100万円	300万円	500万円

詳細は10~11ページをご確認ください。

オプション

旅館宿泊者賠償リスク(業種9のみ)



旅館・ホテルに宿泊中のお客様が責任を負う賠償事故

支払限度額(宿泊者1名・1事故あたり)	免責金額
20万円	3,000円

詳細は12ページをご確認ください。

補償の詳細【基本補償:あんしんフード君・スーパーあんしんフード君 共通】次のような事故の場合にお役に立ちます。

生産物 リスク

対人 対物

提供した飲食物に起因する事故				
提供した飲食物が原因で、お客さまに食中毒が発生した。 	提供した飲食物に異物混入があり、お客さまが口内を損傷された。 	提供した飲食物のアレルギー表示に不備があり、お客さまがアレルギーのショック症状により死亡した。 	提供した飲食物の容器が破損しており、内容物の漏えいによりお客さまの衣服が汚れてしまった。 	製造・販売が原因で、その原材料で調理した商品(完成品)が汚損されてしまった。
(注)製造・販売した原材料自体は補償の対象となりません。				※いずれも被保険者(会員)に賠償責任がある場合にお支払いの対象となります。

業務・施設 リスク

対人 対物

業務中の事故	施設の管理不備による事故
出前で自転車を運転中、誤って通行人にぶつかりケガをさせた。 	店舗で給仕中、誤ってコーヒーをこぼしてしまいお客さまの衣服を汚してしまった。
お店の空調機や看板が落下し、お客さまにケガをさせた。 	店舗の床にこぼし、お客さまがケガをされた水を放置して転んでした。

受託物 リスク

対物

受託物に起因する事故		
クローカーで預かったコートを誤って汚してしまった。 	手荷物を保管中、目を離した間に盗まれた。 	帳場で預かった現金が盗難に遭った。
		* 業種区分9(旅館業)を除き、自動車等の管理に起因する事故は補償の対象外となります。
お客様が店舗内で食事中に、バッグを盗まれてしまった。 	お客様が店舗内で食事中に、下駄箱に入れた靴が盗まれてしまった。 	※いずれも被保険者(会員)に賠償責任がある場合にお支払いの対象となります。

携帯品に関する事故	
お客様が店舗内で食事中に、バッグを盗まれてしまった。 	お客様が店舗内で食事中に、下駄箱に入れた靴が盗まれてしまった。
(盗取)	(盗取)

各種費用等

お詫び広告等 ^{※1}	費用 利益	事故調査のための費用等 ^{※1}	費用 利益
お詫び広告等 ^{※1} 損害回復費用	事故によって失った信頼を回復させるための広告宣伝活動およびコンサルタント費用。 *事故の有無に関わらず通常要する広告宣伝活動に関する費用は除きます。 ●食中毒事故を起こし、地方紙にお詫び広告を掲載した。 1事故100万円限度 保険期間中1,000万円限度 免責金額(自己負担額):なし		
		事故調査のための費用等 ^{※1} 初期対応費用	損害の拡大防止・軽減のために支出した費用(事故原因調査費用、取り片付け費用等)をお支払いします。 ●事故原因を調査するため従業員の検便を実施した。 1事故・保険期間中1,000万円限度 免責金額(自己負担額):なし
治療費・見舞金等 ^{※1}	費用 利益	治療費・見舞金等 ^{※1} 被害者治療費等	被害者が死亡・後遺障害・入院・通院された場合に加入者より被害者にお支払いする見舞金・治療費等。 1回の事故につき被害者1名あたり次の金額が限度。 ただし保険期間中1,000万円限度。 死亡:50万円 重度後遺障害:50万円 入院:10万円 通院:3万円 免責金額(自己負担額):なし
		裁判費用等 ^{※1}	裁判問題解決のために要した訴訟に関する必要文書作成費用、訴訟のために要した従業員の残業手当等。 *争訟費用(訴訟費用、弁護士報酬等)については、基本補償で補償の対象となります。 1事故100万円限度 保険期間中1,000万円限度 免責金額(自己負担額):なし
消毒費用、設備交換費用等 ^{※1}	費用 利益	消毒費用	施設において食中毒や特定感染症等が発生した場合の消毒費用(備品の交換費用も含みます)をお支払いします。 ●施設において食中毒が発生し、保健所の指導の下消毒を行った。 ●施設内でノロウイルス食中毒が発生し、施設内の消毒とともに、空調のフィルター交換を行った。 ●施設でトコジラミの被害が発生し、保健所に届け出した上で駆除、消毒を行った。 1事故500万円限度 保険期間中1,000万円限度 免責金額(自己負担額):なし
		商品回収費用等 ^{※1}	商品回収費用等 ^{※1} リコール費用
			製造・販売した商品が原因で身体障害・財物損壊を発生または発生させるおそれがある場合の回収費用等を補償します。 ●食料品製造・販売業者が販売した食料品への異物混入が発覚したため、身体障害のおそれがあるとして新聞に社告のうえ回収。新聞への社告費用、回収費用、回収品の保管のために臨時に借用した倉庫の賃借費用が発生した。 1事故・期間中1,000万円限度 免責金額(自己負担額):なし (注)補償の対象となる事故は、身体障害または財物損壊発生のおそれがあり、かつ、社告(インターネットのみは対象外)・行政庁への届け出・行政庁からの回収命令等で回収等の実施および事故の発生またはそのおそれが客観的に明らかなものに限ります。 ※社告費用、回収費用(回収に要した人件費・交通費を含む)、回収した商品の保管費用・廃棄費用等が補償の対象となります。詳細は21ページにてご確認下さい。
お客様への代金弁償等 ^{※2}	費用 利益	お客様への代金弁償等 ^{※2} 生産物自体の損害	事故原因となった飲食物自体の賠償損害も補償します。 ●食中毒事故が発生し、事故原因となった飲食物の代金払い戻しをお客さまより請求された。 (注)業種9(旅館、ホテル等)の場合、本補償はありません。 1事故100万円限度 期間中1,000万円限度 免責金額(自己負担額):なし
		人格権侵害・広告宣伝活動による権利侵害 ^{※2}	以下的事由によって加入者が法律上の損害賠償責任を負担した場合。 ●不当な身体の拘束による自由の侵害または名誉毀(き)損。 ●口頭、文書等による名誉毀(き)損・プライバシー侵害。 ●新聞、看板等によって不特定多数の人に対して行う広告宣伝に起因する名誉毀(き)損・プライバシーの侵害または著作権、表題もしくは標語の侵害。 ●エレベーターの管理ミスにより停止し、来店客が長時間閉じ込められた。 ●チラシの紛が他社の紹介似しているとして賠償請求された。人格権侵害、広告宣伝活動に起因する権利侵害それぞれについて被害者1名あたり100万円 期間中1,000万円限度 免責金額(自己負担額):なし

※1 いずれも引受保険会社の同意・承認を得た費用に限ります。

※2 いずれも被保険者(会員)に賠償責任がある場合にお支払いの対象となります。

補償の詳細【スーパーあんしんフード君では基本補償、あんしんフード君ではオプション】次のような事故の場合にお役に立ちます。

休業補償特約(食中毒・特定感染症利益補償特約)

休業補償特約(食中毒・特定感染症利益補償特約)は、施設において「食中毒^{※1}や特定感染症^{※2}が発生し、または「それらの疑いがあり、保健所その他の行政機関からの指導^{※3}による施設の消毒等の処置がされ、施設の営業が休止または阻害されたために生じた損失(喪失利益および収益減少防止費用を含みます。)を補償します。

※1 食中毒については、食品衛生法の規定に基づき所轄保健所に届出のあったものに限ります。

※2 特定感染症とは以下に掲げるものを含みます。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条に規定する次の感染症(政令により指定することが主務官庁から公表されているものを含みます。)

①一類感染症 ②二類感染症 ③三類感染症 ④指定感染症 ⑤新感染症

※3 食品衛生法第24条に基づいた食品衛生監視指導計画によるものを含みます。



※保険金額は、加入者様毎の年間粗利益の1/12となります。年間粗利益が1,200万円の場合は100万円が保険金額となります。

※加入者様の売上高と異なる売上高区分でご加入されますと、お支払いする保険金が減額されることがありますので、正しい売上区分でご加入いただけますようご注意ください。

(例)売上高5,000万円にも関わらず、売上高区分3,000万円にて加入している場合は、本来お支払いすべき保険金の60% (=3,000÷5,000)しか保険金が支払われません。

1. 共済金(保険金)のお支払い例

会員(飲食店)にて食中毒事故が発生し、保健所に届け出を行ったところ、施設消毒を行うとともに5日間の営業停止となつた。

年間売上高3,000万円、利益率^{※4}が50%の会員(飲食店)において、売上高が80万円減少した。収益減少防止費用は発生しなかつたことから、喪失利益のみについて以下の通りお支払いされた。^(注)

お支払い保険金=80万円(売上高減少額)×50%(利益率)=40万円

お支払い共済金(特別費用)=40万円×10%=4万円

合計 44万円

(注)ただし、補償期間中に支出を免れた経常費がある場合は、その額を差し引いた額とします。

*利益率= $\frac{\text{営業利益} + \text{経常費}}{\text{営業収益(売上高)}}$

*上記のとおり本特約では利益のみならず経常費(従業員の給料、家賃等)も補償対象となっており、お支払い額も他の補償と比べ高額になるケースが多くあります。営業継続のため非常に重要な補償となりますので、本特約へのご加入またはスーパーあんしんフード君へのご加入をおすすめ致します。

2. 掛金(保険料)

13~16ページをご確認ください。

3. 保険金をお支払いしない主な場合

22ページをご確認ください。

傷害補償特約(業務災害補償保険)

傷害補償特約(業務災害補償保険)は、会員の業務に従事する方(事業主、役員、従業員、パート・アルバイト等、以下「補償対象者」といいます。)の業務上の災害にかかる傷害リスクを補償します。賠償共済では補償の対象とならなかった従業員等のケガによって会員が被る補償金の支出についても補償対象となります。

補償対象者の業務中のケガ

補償対象者の通勤中のケガ

補償対象者の業務中の熱中症



★共済(保険)期間中に人数に変更があった場合も、お手続きは不要です。

1. お支払いする保険金の種類と限度額

保険金種類	死亡補償保険金・後遺障害補償保険金 (死亡補償保険金・後遺障害補償保険金支払特約)	入院補償保険金・手術補償保険金 (入院補償保険金・手術補償保険金支払特約)	通院補償保険金 (通院補償保険金支払特約)
保険金をお支払いする場合	<ul style="list-style-type: none"> 補償対象者が、業務に従事している間に身体障害^{※5}を被り、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合 補償対象者が、業務に従事している間に身体障害を被り、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に手術を受けた場合 	<ul style="list-style-type: none"> 補償対象者が、業務に従事している間に身体障害を被り、入院した場合 補償対象者が、業務に従事している間に身体障害を被り、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合 	<ul style="list-style-type: none"> 補償対象者が、業務に従事している間に身体障害を被り、通院した場合 (注)実際に通院した日のみが補償対象となります。また、柔道整復師(接骨院、整骨院等)による施術の場合、通院の日数の認定にあたっては、身体障害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いたします。また、鍼(はり)、灸(きゅう)、マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。

支払限度額	<ul style="list-style-type: none"> 死亡補償保険金 300万円 後遺障害補償保険金 補償対象者1名につき、後遺障害の程度に応じて 300万円の100%~4% 	<ul style="list-style-type: none"> 入院補償保険金 1日あたり 3,000円 (180日限度) 手術補償保険金 ①入院中に受けた手術の場合 30,000円 ②①以外の手術の場合 15,000円 	<ul style="list-style-type: none"> 1日あたり 2,000円 (90日限度)
-------	---	---	--

(*)業務災害補償保険普通保険約款に規定する身体障害のうち、傷害および下表に掲げる保険金支払の対象となる症状

外因の分類項目	基本分類コード	具体的な症状の例
熱および光線の作用	T67	熱射病、日射病
気圧または水圧の作用	T70	潜航(かん)病<減圧病>
低酸素環境への閉じ込め	W81	低酸素環境への閉じ込めによる酸素欠乏症
高圧、低圧および気圧の変化への曝(ばく)露	W94	深い潜水からの浮上による潜水病

(注)上記表中の外因の分類項目および基本分類コードは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」によります。

*お支払いする保険金は、災害補償規定等の有無により、以下のいずれかが限度となります。災害補償規定等の内容を必ずご確認ください。

①会員(記名被保険者)が災害補償規定等を定めている場合

保険証券に記載された支払限度額または災害補償規定等で規定された保険金の額のいずれか低い額

②会員(記名被保険者)が災害補償規定等を定めていない場合

保険証券に記載された支払限度額

*お支払いする支払限度額についての詳細は、P20の「お支払いする保険金の額」をご確認ください。

*補償対象者が個人事業主1名となる場合、業務災害補償保険でのお引き受けができないため、他の保険のご契約をご検討ください。詳細は損害保険部分取扱代理店または引受け保険会社にご相談ください。

2. 補償対象者

区分	補償対象者
I	記名被保険者の役員等(事業主または役員を含みます。)
II	記名被保険者の従業員(パート・アルバイトを含みます。)
III	I ~ II以外で、もっぱら、記名被保険者が業務のために所有もしくは使用する施設(事務所、営業所、工場等)内または記名被保険者が直接業務を行う現場において、記名被保険者との契約(請負契約、委任契約、労働者派遣契約等)に基づき、記名被保険者の業務に従事する者

補償の詳細【オプション】次のような事故の場合にお役に立ちます。

3. 掛金(保険料)

13~16ページをご確認下さい。

4. 注意事項

- 営業期間12か月末満の短期営業の場合や、業種1~9以外(例えば建設業等)を兼業している場合は、本特約(オプション)にはご加入頂けません。
- 著しく保険金請求の頻度が高いなど、加入者相互間の公平性を逸脱する極端な保険金支払いまたは請求があった場合、保険期間終了後、ご継続頂けないことがあります。あらかじめご了承ください。

5. 保険金をお支払いしない主な場合

<その1>

- ◆次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金をお支払いしません。

- ①保険契約者もしくは被保険者またはこれらの業務に従事する場所の責任者の故意
- ②地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ③戦争、外敵、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(テロ行為による損害は、「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」により、保険金の支払対象となります。)
- ④核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性
- ⑤風土病
- ⑥職業性疾病等
- ⑦原因がいかなる場合でも、頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」をいいます)、腰痛またはその他の症状を訴えている場合で、いずれも補償対象者にそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの
- ⑧補償対象者の入浴中の溺水(水を吸引したことによる窒息をいいます。)(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべき事故によって生じた場合には、保険金をお支払いします。)
- ⑨原因がいかなるときでも、補償対象者の誤嚥(えん)(食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることをいいます。)によって生じた肺炎等

<その2>

- ◆次のいずれかに該当する補償対象者本人が被った身体障害について被保険者が被る損害に対しては、保険金をお支払いしません。
- ①補償対象者の故意または重大な過失
- ②補償対象者の自殺行為
- ③補償対象者が自動車等の無資格運転、酒気帯び運転または麻薬等を使用して運転している間
- ④補償対象者の脳疾患、疾患(職業性疾病等は含みません。)または心神喪失(ただし、業務に起因して発生した症状の場合には、保険金をお支払いします。)
- ⑤補償対象者の妊娠、出産、早産または流産
- ⑥補償対象者に対する外科的手術その他の医療処置(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべき身体障害の治療によるものである場合には、保険金をお支払いします。)
- ⑦補償対象者が乗用具(自動車または原動機付自転車、モーターボート(水上オートバイを含みます。)、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類するものをいいます。)を用いて競技等をしている間
- ⑧補償対象者が下記の「補償対象外となる運動等」を行っている間
- 補償対象外となる運動等

山岳登攀^{(*)1}、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機^{(*)2}操縦^{(*)3}、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機^{(*)4}搭乗、ジャイロプレーン搭乗、その他これらに類する危険な運動

(*)1)ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)をいいます。
(*)2)グライダーおよび飛行船を除きます。
(*)3)職務として操縦する場合を除きます。
(*)4)モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機(パラプレーン等をいいます。)を除きます。

5. 用語のご説明

- 「記名被保険者」とは、加入申込票の「記名被保険者」欄に記載された被保険者をいいます。
- 「業務に起因して発生した症状」とは、補償対象者の業務遂行に伴って発生した労働基準法施行規則(昭和22年厚生省令第23号)別表第1の2 二から十一までのうち、次の①から④の要件をすべて満たすものをいいます。
 - ①偶然かつ外因によるもの
 - ②労働環境に起因するもの
 - ③その原因が時間的および場所的に確認できるもの
 - ④ただし、職業性疾病等を除きます。なお、発症の認定は医師の診断によるものとし、その診断による発症の日を事故の発生の日とします。
- 「業務に從事している間」とは、次のいずれかに該当している間をいいます。ただし、いずれの場合も、労災保険法等の規定による業務災害または通勤災害に該当する間を含みます。
 - ①補償対象者が職務等に従事している間および補償対象者が住居と被保険者の業務に従事する場所との間を合理的な経路および方法により往復する間
 - ②①にかかわらず、補償対象者が役員等である場合には、役員等としての業務に従事している間で、かつ、次のア、からオ、のいずれかに該当する間
 - ア、被保険者の就業規則等に定められた正規の就業時間中
 - イ、被保険者の業務を行う施設内または業務を行う場所にいる間
 - ウ、被保険者の業務を行う場所と被保険者の業務を行つ他の場所との間を合理的な経路および方法により往復する間
 - エ、取引先との契約、会議などのために、取引先の施設内にいる間および取引先の施設と住居または企業等との間を合理的な経路および方法により往復する間
 - オ、補償対象者に対し労災保険法等による給付が決定される身体障害が発生した場合の職務従事中および通勤中
 - ③①および②にかかわらず、補償対象者が貨物自動車運送事業者の備(よう)車運転者である場合は、被保険者から請け負ったまたは委託された貨物を、被保険者の指定した発送地から仕事地まで合理的な経路および方法により輸送する間をいいます。
- 「ケガ(傷害)」とは、急激かつ偶然な外からの事故によって身体に被った傷害をいい、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状^{(*)5}を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒については、補償対象者が業務に従事している間に、業務に起因して吸入、吸収または摂取したことにより発生したことが時間的および場所的に確認できるものに限ります。
- 「急激」とは、「事故が突然的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。
- 「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が補償対象者にとって予知できない、補償対象者の意思に基づかないこと」を意味します。
- 「外来」とは、「保険事故の原因が補償対象者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。
- 「(*5)継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。」
- 「事故」とは、傷害についてはその原因となった事故を、業務に起因して発症した症状についてはその発症をいいます。
- 「支払限度額」とは、保険金をお支払いする限度額をいいます。
- 「職業性疾病」とは、労働基準法施行規則第35条に列挙されている疾病的うち、補償対象者が長時間にわたり業務に従事することにより、その業務特有の性質もしくは状況に連関して有害作用が蓄積し発生したことが明白なもの^{(*)6}をいいます。
- 「振動性症候群、腱鞘炎、負傷によらない業務上の腰痛、粉塵(じん)^{(*)7}を飛散する場所における業務によるじん肺症、じん肺法(昭和35年法律第30号)に規定するじん肺と合併したじん肺法施行規則(昭和35年労働省令第6号)第1条各号に掲げる疾病またはその他これらに類する症状をいいます。
- 「職業性疾病等」とは、職業性疾病のほか、次のいずれかに該当するものをいいます。
 - ①疲労の蓄積もしくは老化によるもの
 - ②精神的ストレスを原因とするもの^{(*)8}
 - ③かぜ症候群
 - ④(*8)ストレス性胃炎等をいいます。
- 「身体障害」とは、傷害または業務に起因して発生した症状をいい、これらに起因する後遺障害または死亡を含みます。
- 「損害」とは、補償対象者が被保険者の業務に従事している間に身体障害を被った場合に、被保険者が費用を支出することによって被る損害をいいます。
- 「被保険者」とは、保険契約により補償を受けられる方をいいます。
- 「法律上の損害賠償責任」とは、主として、故意または過失によって第三者に損害を与えた場合に、加害者が、被害者に対してその損害を補償する責任をいいます。民法に規定される「不法行為責任」と「債務不履行責任」がその典型です。
- 「保険金」とは、普通保険約款およびセットされた特約により補償される損害等が生じた場合に引受保険会社がお支払いすべき金額をいいます。
- 「補償金」とは、記名被保険者が補償対象者または遺族へ支給するものとして定める金額をいい、名称を問いません。
- 「補償対象者」とは、本パンフレット(8ページ)をご参照ください。
- 「労災保険法等」とは、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)もしくは船員保険法(昭和14年法律第73号)またはその他日本国労働災害補償法令をいいます。

現金盗難等補償特約

現金盗難等補償特約(マネー包括保険)は、会員様が日本国内で所有する貨紙幣類に保管中ならびに輸送中に盗難・火災等偶然かつ外来的な事故により損害を被った場合に保険金をお支払いします。



1. 共済(保険)の対象となるもの

現金・小切手等の「貨紙幣類」が保険の対象となります。詳細は別表「保険の対象および保険価額の一覧表」(次ページ)をご確認ください。ただし、以下のものは保険の対象に含まれません。

- ・被保険者の事業用以外のもの(家計用のものや社員積立金等)
- ・被保険者が交通費・旅費等の経費として使用する目的で、役員・使用人に引き渡した以降の現金・乗車券・定期券等
- ・被保険者以外の法人または個人から輸送または保管を伴う業務を受託したもの

2. 補償の対象となる主な損害

①輸送中(注1)・保管中(注2)に生じた盗難、不着、火災、爆発、輸送用具の衝突・転覆・墜落等の偶然かつ外来的な事故により保険の対象に生じた損害

(注1)輸送中とは、発送地における店舗・事務所等において保険の対象の移動が開始された時に始まり、通常かつ合理的な輸送過程を経て、仕向地における店舗・事務所等において最終受取人に保険の対象が引き渡された時に終わります。

(注2)保管中には、袋詰、両替、名義書換等の作業期間がある場合はこれを含みます。

- ②遺失物法に基づき、当社の同意を得て拾得者に支払った報労金
- ③保険契約者または被保険者により合理的に支出された損害防止費用
- ④保険の対象が再作成または再発行された場合は、それに要した費用

3. ご加入頂けるプランと掛金

プラン名	Aプラン	Bプラン	Cプラン	拠点数(店舗数)	0~25	26~50	51~75	76~100
支払限度額(貨紙幣類)	100万円	300万円	500万円	係数*	1.0	1.4	1.8	2.2
掛金 ^{(*)9} (うち保険料)	10,000円 (9,000円)	20,000円 (18,000円)	30,000円 (27,000円)	※拠点数(店舗数)が100拠点(店舗)より多い場合は、25拠点(店舗)増加する毎に0.4が加算されます。				

※掛金にはそれぞれ制度維持費が含まれます。制度維持費は本制度の維持・運営に必要な経費であり、(公社)日本食品衛生協会が領収させていただきます。

[注1]ただし、次の場合はご選択いただいたプランにかかわらず以下の支払限度額が適用されます。

・屋外に設置された自動販売機内に収容されている間の支払限度額:100万円

[注2]上記の掛金は、拠点数(店舗数)が25拠点(店舗)までの場合の掛金となります。26拠点(店舗)以上の場合は、割増となりますので17ページをご確認下さい。

補償の詳細【オプション】次のような事故の場合にお役に立ちます。

4. 保険金をお支払いしない主な場合

- ・保険契約者、被保険者等の故意または重大な過失による損害
- ・輸送用具が貨物を安全に輸送するのに適していなかったことによる損害
- ・運送の遅延による損害、間接損害(慰謝料・違約金等)
- ・戦争・内乱、魚雷・機雷の爆発、押収、検疫、公権力による処分による損害
- ・ストライキ、集団によりなされた暴力的かつ騒動的な行動による損害
- ・地震、噴火もしくはこれらによる津波またはこれらに関連のある火災その他類似の事故によって生じた損害
- ・地震、噴火もしくはこれらによる津波により異常な状態が存続する間に生じた損害
- ・原子核反応等による損害
- ・債権の回収不能、不渡りもしくはその他の信用危険または市場価値の下落による損害
- ・取引相手の詐欺による損害
- ・偽造、変造、模造もしくは贋造(がんそう)による損害
- ・身代金の支払い、恐喝による損害
- ・保険契約者または被保険者の使用するコンピューターシステム(ATM等金融機関のオンライン端末機を含みます。)の操作による損害(通信回線を利用した間接的な操作を含みます。)
- ・帳簿・伝票の誤記、勘定間違い、支払いの過誤または受取不足等の事務的・会計的間違いによる損害
- ・保管中に生じた「紛失・原因不明の数量不足」による損害
- ・「輸送中」以外の状態にある間のテロ行為等による損害(「輸送中」については普通保険約款およびテロ行為等不担保特約以外の特約の規定に従い、保険金のお支払いの可否を判断します。)
- ・化学兵器、生物兵器、生化学兵器または電磁兵器による損害
- ・通常かつ合理的な輸送過程に該当しないと判断される間に生じた損害(たとえば、遊興の場、接待の場等へ立寄りしている間に発生した損害は保険金をお支払いしません。)
- ・携行^(注1)、護送^(注2)、書留郵便または貴重品扱い輸送以外の輸送方法で輸送されている間に生じた損害
(注1)携行とは、全輸送過程を通じて、保険の対象(補償の対象となる貨紙幣類)が常に携行人の直接の管理下におかれている状態をいいます。
なお、以下の場合も携行中とみなします。
□業務遂行のための輸送途上において、保険の対象が宿泊施設等において施錠された客室内または宿泊施設等が責任をもって管理するセキュリティボックスにある間
□業務遂行のための輸送途上において、保険の対象が携行人の使用する施錠された自動車(二輪車は除きます。)内に置かれている間
(注2)護送とは、警察等の公的機関や民間警備会社(ただし、当社が合意した別段の取決めがある場合を除きます。)による警備付きの輸送をいいます。

別表「保険の対象および保険価額の一覧表」

(注)下の表のすべての保険の対象に関して、使用有効期限が設定されている場合はこれを経過した後のものは含みません。また、電子マネー、キャッシュカード、デビットカード、クレジットカード等は保険の対象には含まれません。

定義区分種類	保険の対象	保険価額
貨紙幣類	貨紙幣	通貨表示額
	小切手(小切手としての要件を充足しないものは除きます。) トラベラーズチェック、郵便切手、収入印紙、収入証紙、国民年金印紙、特許印紙、自動車重量税印紙、自動車検査登録印紙、登記印紙、健康保険印紙、金券、商品券、ギフト券、図書券、購買券、景品券、食券、クーポン券、高速道路回数券、入場券(前売券を含みます。)、郵便為替利札、記名・捺印済み預金の払戻請求書、宝くじ(抽せん日前に限ります。)	券面金額あるいは表示金額
	商品引換券	券面金額。券面金額がないものについては、事故発生日における券面に表された商品等の価格
	乗車券(定期券、航空券を含みます。)	券面金額。ただし、定期券については以下のとおりとします。 ・使用可能期間前:券面金額 ・使用可能期間内:事故発生時点で仮に発行者に払い戻し請求をした場合に、払い戻しを受けることが可能な金額(手数料が発生する場合はこれを控除します。)
	プリペイドカード(テレホンカード、乗車券カード、図書カード、百貨店・スーパー・マーケット用カード、ガソリンスタンド用カード等)	未使用のものについては券面金額。未使用でないものについては券面金額から事故発生時点での使用済みの額を控除した額
	上記のうち、外貨建のもの	上記各項目に準じて算出された金額を事故発生日前日(この日が三菱UFJ銀行の非常業日であった場合はその直前の営業日)における三菱UFJ銀行本店の電信売(T.T.Selling)相場の終値をもって円貨に換算した額とします。

旅館宿泊者賠償特約(旅館宿泊者賠償責任保険)

- ①被保険者である旅館・ホテルの宿泊者が、旅館・ホテル敷地内において、宿泊者の行為が原因で発生した他人の身体障害や財物損壊について法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。
- ②被保険者である宿泊者が使用または管理する財物のうち、旅館・ホテルが所有または管理する財物の損壊について宿泊者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

※共済(保険)の対象である旅館・ホテルの「宿泊者」が被保険者(保険契約により補償を受けられる方)となります。

お客様が振り向きざまに傘で
別のお客様にケガをさせた。



お客様がリュックで商品(土産)を
損壊させた。



お客様(子供)が遊んでいて
テレビを壊壊させた。



1. 支払限度額と掛金

補償内容(支払限度額) (宿泊者1名・1事故あたり)	旅館宿泊者賠償掛金 (宿泊者定員数1名あたり)
20万円 免責金額(自己負担額) 3,000円	100円

宿泊者定員数とは「旅館業法第4条に基づきそれぞれの都道府県が定める条例」により、営業者が対象施設に関し、床面積を基準として定めた客室の定員数をいいます。

2. 保険金をお支払いしない主な場合

21~22ページをご確認ください。

3. 注意事項

○共済(保険)の対象である旅館・ホテルの「宿泊者」が被保険者(保険契約により補償を受けられる方)となりますので、お支払い時には被保険者を特定する必要があります。また、被保険者より署名等をお取り付け頂く必要があります。

掛金表(あんしんフード君)

業種	喫茶店	2.飲食店	3.居酒屋	4.仕出し・弁当	5.給食施設	6.食料品販売業	7.食器製造業	9.旅館営業
例示	喫茶店など(調理を伴わない食品のみを提供する飲食店)	レストラン、そば、うどん	すし(設備を設けて客に飲食させるすし屋)	仕出し・弁当、持ち帰り弁当、宅配専門店、移動販売(調理、加工をともなうもの)	給食施設(センター方式)等	肉、魚、野菜、パン、菓子、酒類、その他の食品販売業(卸売店を含む)、移動販売(調理、加工をともなわないもの)	パン、菓子、加工食品、乳製品、食内製品、うござい、豆腐製造業等	旅館、ホテル、民宿

(オプションの休業補償特約・傷害補償特約を共にご希望される場合はスーパーあんしんフード君をご選択ください。)

表1. 基本掛金(あんしんフード君)

■1口加入の場合 ※年間売上高は1,000万円単位にお見積りください。
(1,000万円未満切上げ1,000万円単位)

年間売上高(税込) (万円)	年間掛金				
	業種1	業種2・3	業種4・5	業種6	業種7
-1,000					
2,000	6,500円	8,500円	11,000円	3,500円	5,500円
3,000					
4,000	7,400円	15,600円	24,000円	5,500円	9,500円
5,000	8,000円	16,400円	34,600円	5,600円	11,700円
6,000	8,700円	21,200円	41,300円	8,000円	12,700円
7,000	9,400円	24,000円	47,900円	9,200円	14,300円
8,000	10,100円	26,800円	54,500円	10,400円	15,900円
9,000	10,800円	29,600円	61,100円	11,600円	17,500円
10,000	11,400円	32,400円	67,700円	12,800円	19,100円
11,000	12,100円	46,500円	79,900円	14,900円	25,800円
12,000	12,700円	56,000円	85,200円	16,200円	28,100円
13,000	13,400円	54,900円	81,200円	17,500円	30,400円
14,000	13,800円	59,100円	100,300円	18,800円	32,700円
15,000	14,000円	63,200円	107,400円	20,100円	35,000円
16,000	16,200円	67,400円	114,500円	21,500円	37,300円
17,000	16,800円	71,600円	121,700円	22,800円	39,600円
18,000	17,400円	75,800円	128,900円	24,100円	41,900円
19,000	17,900円	80,000円	135,000円	25,400円	44,200円
20,000	18,500円	84,100円	143,000円	26,700円	46,500円
21,000	18,700円	87,100円	147,300円	27,500円	47,500円
22,000	19,000円	90,000円	151,500円	28,300円	49,200円
23,000	19,500円	92,900円	155,600円	29,700円	50,500円
24,000	20,000円	95,800円	159,800円	29,900円	51,800円
25,000	20,500円	98,700円	163,900円	30,600円	53,100円
26,000	21,100円	101,700円	168,100円	31,400円	54,400円
27,000	21,700円	104,600円	172,300円	32,200円	55,700円
28,000	22,300円	107,500円	176,400円	33,000円	57,000円
29,000	22,900円	110,400円	180,600円	33,800円	58,300円
30,000	23,500円	113,300円	184,700円	34,500円	59,500円
31,000	23,900円	116,300円	188,900円	35,300円	60,800円
32,000	24,200円	119,200円	193,100円	36,100円	62,200円
33,000	24,700円	122,100円	197,200円	36,800円	63,500円
34,000	25,000円	125,000円	201,400円	37,700円	64,800円
35,000	25,300円	127,900円	205,500円	38,400円	66,100円
36,000	25,900円	130,800円	209,700円	39,200円	67,400円
37,000	26,500円	133,800円	213,900円	40,000円	68,700円
38,000	27,000円	136,700円	218,000円	40,800円	70,000円
39,000	27,500円	139,600円	221,200円	41,600円	71,300円
40,000	28,000円	142,500円	224,300円	42,300円	72,600円
41,000	28,500円	145,500円	230,500円	43,100円	73,900円
42,000	29,000円	148,400円	234,700円	43,900円	75,200円
43,000	29,500円	151,300円	238,800円	44,700円	76,500円
44,000	30,000円	154,200円	242,900円	45,500円	77,800円
45,000	30,500円	157,100円	247,100円	46,200円	79,100円
46,000	31,000円	160,100円	251,300円	47,000円	80,400円
47,000	31,500円	163,000円	255,500円	47,800円	81,700円
48,000	32,000円	165,900円	259,600円	48,600円	83,000円
49,000	32,500円	168,800円	263,800円	49,400円	84,300円
50,000	33,000円	171,700円	267,900円	50,100円	85,600円
51,000	34,500円	173,800円	270,500円	50,800円	86,200円
52,000	35,000円	176,700円	273,100円	51,100円	87,000円
53,000	36,000円	178,300円	275,700円	51,600円	87,800円
54,000	36,500円	180,500円	278,200円	52,100円	88,600円
55,000	37,000円	182,700円	280,800円	52,600円	89,400円
56,000	37,500円	185,000円	283,400円	53,100円	90,200円
57,000	38,000円	187,200円	285,900円	53,600円	91,000円
58,000	38,500円	188,500円	288,500円	54,100円	91,800円
59,000	39,000円	189,700円	291,100円	54,600円	92,600円
60,000	39,500円	193,900円	293,600円	55,000円	93,400円
61,000	40,000円	196,200円	296,200円	55,500円	94,100円
62,000	40,500円	198,400円	298,800円	56,000円	94,800円
63,000	41,000円	200,700円	301,400円	56,500円	95,500円
64,000	202,900円	303,900円	57,000円	96,200円	96,200円
65,000	205,100円	306,500円	57,500円	97,500円	97,500円
66,000	207,400円	309,100円	58,000円	98,300円	98,300円
67,000	209,700円	311,600円	59,500円	99,100円	99,100円
68,000	211,900円	314,200円	59,900円	99,500円	99,500円
69,000	214,000円	316,800円	60,700円	100,700円	100,700円
70,000	216,300円	319,300円	59,900円	101,500円	101,500円
71,000	218,600円	321,900円	60,400円	102,400円	102,400円
72,000	220,800円	324,500円	60,900円	103,200円	103,200円
73,000	223,100円	327,100円	61,400円	104,000円	104,000円
74,000	225,300円	329,600円	61,900円	104,800円	104,800円
75,000	227,500円	332,200円	62,400円	105,600円	105,600円
76,000	229,600円	334,800円	62,900円	106,400円	106,400円
77,000	230,300円	337,300円	63,400円	107,200円	107,200円
78,000	234,100円	339,900円	63,900円	108,000円	108,000円
79,000	236,500円	342,500円	64,400円	108,800円	108,800円
80,000	238,700円	345,000円	64,800円	109,600円	109,600円
81,000	241,000円	347,600円	65,300円	110,500円	110,500円
82,000	242,200円	349,200円	65,800円	111,300円	111,300円
83,000	243,400円	350,800円	66,300円	112,100円	112,100円
84,000	245,500円	352,800円	66,800		

掛金表(スーパーあんしんフード君)

(休業補償特約・傷害補償特約のどちらかをご希望の場合は、あんしんフード君をご選択ください。)

表4. 基本掛金(スーパーあんしんフード君)

■1口加入の場合 ※年間売上高は1,000万円単位にお見積りください。(1,000万円未満切上げ1,000万円単位)

年間掛金						
年間売上高(税込) (万円)	業種1	業種2-3	業種4-5	業種6	業種7	
-1,000						
2,000	6,500円	8,500円	11,000円	3,500円	5,500円	
3,000						
4,000	7,400円	15,500円	28,000円	5,500円	9,500円	
5,000	8,000円	18,400円	34,600円	6,800円	11,100円	
6,000	8,700円	21,200円	41,300円	8,000円	12,700円	
7,000	9,400円	24,000円	47,300円	9,200円	14,300円	
8,000	10,100円	26,800円	54,500円	10,400円	15,900円	
9,000	10,800円	29,600円	61,700円	11,600円	17,500円	
10,000	11,400円	32,400円	67,700円	12,800円	19,100円	
11,000	12,100円	46,500円	78,900円	14,900円	25,800円	
12,000	12,700円	50,700円	86,000円	16,200円	28,100円	
13,000	13,300円	54,500円	93,200円	17,500円	30,400円	
14,000	13,900円	58,100円	100,200円	18,800円	32,700円	
15,000	14,600円	63,200円	107,400円	20,100円	35,000円	
16,000	15,200円	67,400円	114,600円	21,500円	37,300円	
17,000	15,800円	71,500円	121,700円	22,800円	39,600円	
18,000	16,400円	75,800円	128,800円	24,100円	41,900円	
19,000	17,000円	80,000円	136,000円	25,400円	44,200円	
20,000	17,600円	84,100円	143,100円	26,700円	46,500円	
21,000	18,100円	87,100円	147,300円	27,500円	47,900円	
22,000	18,600円	90,000円	151,500円	28,300円	49,200円	
23,000	19,200円	92,900円	155,600円	29,100円	50,500円	
24,000	19,800円	95,800円	159,800円	29,900円	51,800円	
25,000	20,400円	98,700円	163,900円	30,600円	53,100円	
26,000	21,000円	101,700円	168,100円	31,400円	54,400円	
27,000	21,600円	104,600円	172,300円	32,200円	55,700円	
28,000	22,200円	107,500円	176,400円	33,000円	57,000円	
29,000	22,800円	110,400円	180,600円	33,800円	58,300円	
30,000	23,400円	113,300円	184,700円	34,500円	59,600円	
31,000	23,900円	115,300円	189,800円	35,200円	60,900円	
32,000	24,500円	118,200円	193,900円	35,900円	62,200円	
33,000	25,100円	121,100円	197,200円	36,600円	63,500円	
34,000	25,600円	125,000円	201,400円	37,300円	64,800円	
35,000	26,100円	127,900円	205,500円	38,400円	66,100円	
36,000	26,700円	130,900円	209,700円	39,200円	67,400円	
37,000	27,200円	133,800円	213,800円	40,000円	68,700円	
38,000	27,700円	136,700円	218,000円	40,800円	70,000円	
39,000	28,300円	139,600円	221,100円	41,600円	71,300円	
40,000	28,800円	142,500円	226,300円	42,300円	72,600円	
41,000	29,400円	145,500円	230,500円	43,100円	73,900円	
42,000	29,900円	148,400円	234,700円	43,800円	75,200円	
43,000	30,400円	151,300円	238,800円	44,700円	76,500円	
44,000	31,000円	154,200円	243,000円	45,500円	77,800円	
45,000	31,600円	157,100円	247,100円	46,200円	79,100円	
46,000	32,200円	160,100円	251,200円	47,000円	80,400円	
47,000	32,800円	163,000円	255,300円	47,800円	81,700円	
48,000	33,400円	165,900円	259,500円	48,600円	83,000円	
49,000	34,000円	168,800円	263,800円	49,400円	84,300円	
50,000	34,600円	171,700円	267,900円	50,100円	85,600円	
51,000	35,200円	174,600円	272,000円	50,800円	86,900円	
52,000	35,800円	177,500円	276,100円	51,500円	88,200円	
53,000	36,400円	180,400円	280,200円	52,200円	89,500円	
54,000	37,000円	183,300円	284,300円	52,900円	90,800円	
55,000	37,600円	186,200円	288,400円	53,600円	91,100円	
56,000	38,200円	189,100円	292,500円	54,300円	91,400円	
57,000	38,800円	191,000円	296,600円	55,000円	91,700円	
58,000	39,400円	193,900円	299,800円	55,700円	92,000円	
59,000	39,900円	197,100円	301,900円	56,400円	92,300円	
60,000	40,500円	201,000円	304,000円	57,100円	92,600円	
61,000	41,000円	204,900円	307,100円	57,800円	92,900円	
62,000	41,600円	208,800円	310,200円	58,500円	93,200円	
63,000	42,200円	212,700円	313,300円	59,200円	93,500円	
64,000	42,800円	216,600円	316,400円	59,900円	93,800円	
65,000	43,400円	220,500円	319,500円	60,600円	94,100円	
66,000	44,000円	224,400円	322,600円	61,300円	94,400円	
67,000	44,600円	228,300円	325,700円	62,000円	94,700円	
68,000	45,200円	232,200円	328,800円	62,700円	95,000円	
69,000	45,800円	236,100円	331,900円	63,400円	95,300円	
70,000	46,400円	240,000円	335,000円	64,100円	95,600円	
71,000	47,000円	243,900円	337,100円	64,800円	95,900円	
72,000	47,600円	247,800円	339,200円	65,500円	96,200円	
73,000	48,200円	251,700円	341,300円	66,200円	96,500円	
74,000	48,800円	255,600円	343,400円	66,900円	96,800円	
75,000	49,400円	259,500円	345,500円	67,600円	97,100円	
76,000	50,000円	263,400円	347,600円	68,300円	97,400円	
77,000	50,600円	267,300円	349,700円	69,000円	97,700円	
78,000	51,200円	271,200円	351,800円	69,700円	98,000円	
79,000	51,800円	275,100円	353,900円	70,400円	98,300円	
80,000	52,400円	279,000円	356,000円	71,100円	98,600円	
81,000	53,000円	282,900円	358,100円	71,800円	98,900円	
82,000	53,600円	286,800円	360,200円	72,500円	99,200円	
83,000	54,200円	290,700円	362,300円	73,200円	99,500円	
84,000	54,800円	294,600円	364,400円	73,900円	99,800円	
85,000	55,400円	298,500円	366,500円	74,600円	100,100円	
86,000	56,000円	302,400円	368,600円	75,300円	100,400円	
87,000	56,600円	306,300円	370,700円	76,000円	100,700円	
88,000	57,200円	310,200円	372,800円	76,700円	101,000円	
89,000	57,800円	314,100円	374,900円	77,400円	101,300円	
90,000	58,400円					

あんしんフード君・スーパーあんしんフード君 掛金計算表

共済掛金は…

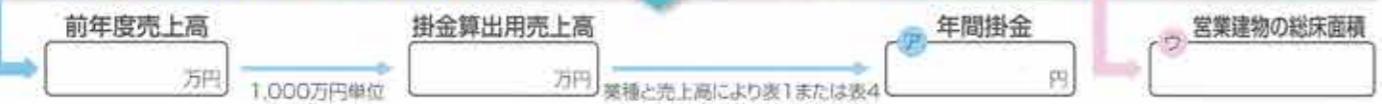
この保険契約では、ご加入時に「把握可能な最近の会計年度(1年間)の実績数値」に基づいて算出される、あらかじめ確定した保険料を払い込んでいただきます。「把握可能な最近の会計年度(1年間)の実績数値」とは直近会計年度の売上高(税込)となりますので、決算書・売上台帳等の資料により充分ご確認のうえお申込下さい。(お申し込みの内容が実態と異なってありますと、ご加入を解除し、保険金・共済金をお支払いできないことがあります。)

○新設法人等で、ご加入時に把握可能な最近の会計年度(1年間)の実績がない場合は、ご加入における「事業計画値」が確認できる資料に基づいて保険料を算出します。この際、「事業計画値」を適用して算出した保険料は確定保険料となりますので、保険契約終了後に実際の売上高をご通知いただく必要はありません。

〈Step1〉業種を確認

業種	1. 飲食店	2. 飲食店	3. すし	4. 仕出し・弁当	5. 食料品販売業	6. 食料品販売業	7. 食品製造業	9. 旅館営業
例示	喫茶店など(調理を伴わない食品のみを提供する飲食店)	レストラン、そば、うどん	すし(設備を設けて客に飲食させるすし屋)	仕出し・弁当、持ち帰り弁当・宅配専門店、移動販売(調理、加工をともなわないもの)	給食施設(肉、魚、野菜、パン、菓子、酒類、パン、菓子、加工食品、乳製品、食肉製品、そなさい、豆腐製造業等)	その他の中食販売業(卸売店を含む)、移動販売(調理、加工をともなわないもの)	旅館、ホテル、民宿	

〈Step2〉掛金算出の基礎数値を確認



〈Step3〉コース(あんしんフード君、スーパーあんしんフード君)、口数、特約の選択

コースの選択	必要口数	口数掛率
あんしんフード君 1事故・保険期間中限度額:1億円(注1) 1名限度額:設定なし	業種1~7の場合: 最大10口 業種9の場合: 最大20口	口数掛率 1.00 1.26 1.41 1.51 1.60 1.66 1.71 1.76 1.81 1.85
スーパーあんしんフード君 1事故・保険期間中限度額:1億円(注1) 1名限度額:設定なし	あんしんフード君 <input type="checkbox"/> 休業補償特約、 <input type="checkbox"/> 傷害特約、 <input type="checkbox"/> 現金盗難等補償特約、 <input type="checkbox"/> 旅館宿泊者賠償特約(業種9のみ) スーパーあんしんフード君(休業補償特約、傷害補償特約は自動セット) <input type="checkbox"/> 現金盗難等補償特約、 <input type="checkbox"/> 旅館宿泊者賠償特約(業種9のみ)	特約の選択 <input type="checkbox"/> 休業補償特約 <input type="checkbox"/> 現金盗難等補償特約

(注1)1口あたりの支払限度額です。口数により増額します。

(注2)特約の支払限度額については口数で変更できません。

〈Step4〉掛金を計算(あんしんフード君の場合は13~14ページを参照、スーパーあんしんフード君の場合は15~16ページを参照)

$$\text{1口あたりの年間掛金} \times \text{口数掛率} = \text{業種9} \times 23 \times \text{口数掛率} = \text{業種9} \times 23 \times \text{口数掛率}$$

業種1~7 (100円未満切り上げ) 業種9 (100円未満切り上げ)

休業補償特約掛金 + 傷害補償特約掛金

スーパーあんしんフード君の場合必ず必要です

プラン毎掛金* × 括弧係数* = 現金盗難等補償特約掛金

*10ページをご参照ください。

旅館宿泊者賠償特約(業種9のみ選択可) 宿泊者定員数×100円=

合計掛金 = 基本掛け金 + 休業補償特約 + 傷害補償特約 + 現金盗難等補償特約 + 旅館宿泊者賠償特約

スーパーあんしんフード君の場合必ず必要です

共済掛金の内訳(損害保険料)

本制度は公益社団法人日本食品衛生協会が保険契約者となる団体損害保険制度と公益社団法人日本食品衛生協会が実施する認可特定保険(共済制度)から構成されており、13~16ページ記載の掛金は損害保険料と共に共済掛金の合算となります。

掛金のうち、1口あたりの損害保険料は以下の通りとなります。

基本部分(あんしんフード君・スーパーあんしんフード君)

●業種1、2、3、4、5、6、7の場合(旅館以外)

年間売上高(万円)×損保係数a(下表)+損保係数b(下表) (10円未満四捨五入10円単位)

年間売上高(税込)(万円)	業種1	業種2・3	業種4・5	業種6	業種7	業種1	業種2・3	業種4・5	業種6	業種7
3,000	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	3,770	5,170	8,420	2,250	3,500
4,000	0.45	1.48	3.57	0.74	0.95	4,040	5,290	8,500	2,540	3,840
5,000	0.80	2.80	8,620	220	4,570	5,380	8,740	2,800	3,920	2,980
6,000	1.25	3.42	16,970	5,550	5,260	4,370	8,820	2,800	3,950	3,120
7,000	1.60	4.04	15,330	7,190	5,160	4,260	8,880	2,800	3,950	3,050
8,000	1.95	4,660	17,880	8,110	5,060	5,980	9,040	3,020	3,950	3,250
9,000	2.30	5,280	20,050	5,190	4,160	6,760	9,200	3,200	3,950	3,450
10,000	2.65	5,900	22,120	10,280	4,660	8,240	9,360	3,380	3,950	3,590
11,000	3.00	6,520	24,270	11,380	5,160	10,100	9,520	3,560	3,950	3,790
12,000	3.35	7,140	27,330	12,440	5,660	11,100	9,680	3,740	3,950	3,990
13,000	3.70	7,760	29,430	13,520	6,160	12,100	9,840	3,920	3,950	4,190
14,000	4.05	8,380	31,500	14,580	6,650	13,020	10,000	4,100	3,950	4,390
15,000	4.40	8,990	33,560	15,620	7,140	13,900	10,160	4,280	3,950	4,590
16,000	4.75	9,610	35,620	16,660	7,630	14,780	10,320	4,460	3,950	4,790
17,000	5.10	10,230	37,680	17,700	8,120	15,660	10,480	4,640	3,950	4,990
18,000	5.45	10,850	39,740	18,740	8,610	16,540	10,640	4,820	3,950	5,190
19,000	5.80	11,470	41,790	19,760	9,100	17,420	10,800	5,000	3,950	5,390
20,000	6.15	12,090	43,850	20,780	9,590	18,300	10,960	5,180	3,950	5,590
21,000	6.50	12,710	45,890	21,800	10,080	19,180	11,120	5,360	3,950	5,790
22,000	6.85	13,330	47,950	22,820	10,570	20,060	11,280	5,540	3,950	5,990
23,000	7.20	13,950	49,990	23,840	11,060	20,940	11,440	5,720	3,950	6,190
24,000	7.55	14,570	51,990	24,860	11,550	21,820	11,600	5,900	3,950	6,390
25,000	7.90	15,190	53,990	25,880	12,040	22,700	11,760	6,080	3,950	6,590
26,000	8.25	15,810	55,990	26,900	12,530	23,580	11,920	6,260	3,950	6,790
27,000	8.60	16,430	57,990	27,920	13,020	24,460	12,080	6,440	3,950	6,990
28,000	8.95	17,050	59,990	28,940	13,510	25,340	12,240	6,620	3,950	7,190
29,000	9.30	17,670	61,990	29,960	14,000	26,220	12,400	6,800	3,950	7,390
30,000	9.65	18,290	63,990	30,980	14,490	27,100	12,560	6,980	3,950	7,590
31,000	10.00	18,910	65,990	31,000	14,980	27,980	12,720	7,160	3,950	7,790
32,000	10.35	19,530	67,990	31,020	15,470	28,860	12,880	7,340	3,950	7,990
33,000	10.70	20,150	69,990	31,040	15,960	29,740	13,040	7,520	3,950	8,190
34,000	11.05	20,770	71,990	31,060	16,450	30,620	13,200	7,700	3,950	8,390
35,000	11.40	21,390	73,990	31,080	16,940	31,500	13,360	7,880	3,950	8,590
36,000	11.75	21,990	75,990	31,100	17,430	32,380	13,520	8,060	3,950	8,790
37,000	12.10	22,610	77,990	31,120	17,920	33,260	13,680	8,240	3,950	8,990
38,000	12.45	23,230	79,990	31,140	18,410	34,140	13,840	8,420	3,950	9,190
39,000	12.80	23,850	81,990	31,160	18,900	35,020	14,000	8,600	3,950	9,390
40,000	13.15	24,470	83,990	31,180	19,390	35,900	14,160	8,780	3,950	9,590
41,000	13.50	25,090	85,990	31,200	19,880	36,780	14,32			

共済掛金の内訳(損害保険料)

休業補償特約の場合(つづき)

年間保険料(あんしんフード別)								
(万円)	雇種1・2	雇種3	雇種4	雇種5	雇種6	雇種7	雇種8	雇種9
92,000	65,600	58,300	21,500	6,620	6,245	72,600		
93,000	66,200	59,140	21,820	6,650	6,245	73,440		
94,000	66,800	59,980	22,130	6,680	6,245	74,240		
95,000	67,410	60,820	22,450	6,710	6,245	75,040		
96,000	68,020	61,660	22,760	6,740	6,245	75,840		
97,000	68,630	62,500	23,080	6,760	6,245	76,640		
98,000	69,240	63,340	23,400	6,790	6,245	77,440		
99,000	69,850	64,180	23,720	6,820	6,245	78,240		
100,000	70,450	64,930	24,040	6,850	6,245	79,040		

年間保険料(スーパー・あんしんフード別)								
(万円)	雇種1・2	雇種3	雇種4	雇種5	雇種6	雇種7	雇種8	雇種9
92,000	39,710	40,610	154,750	21,470	3,150	6,320	51,880	
93,000	40,310	41,510	155,660	21,470	3,180	6,350	52,460	
94,000	40,910	42,410	156,570	21,470	3,210	6,380	53,040	
95,000	41,510	43,310	157,470	21,470	3,240	6,410	53,620	
96,000	42,110	44,210	158,370	21,470	3,270	6,440	54,200	
97,000	42,710	45,110	159,270	21,470	3,300	6,470	54,780	
98,000	43,310	46,010	160,170	21,470	3,330	6,500	55,360	
99,000	43,910	46,910	161,070	21,470	3,360	6,530	55,940	
100,000	44,510	47,810	161,970	21,470	3,390	6,560	56,520	

傷害補償特約の場合

年間保険料(あんしんフード別)								
(万円)	雇種1・2	雇種3	雇種4	雇種5	雇種6	雇種7	雇種8	雇種9
1,000	8,510	8,290	1,680	72,600				
2,000	13,360	12,940	1,750	11,790				
3,000	19,750	19,330	1,820	16,360				
4,000	22,950	22,530	1,890	21,170				
5,000	26,450	26,030	1,960	24,110				
6,000	30,550	29,130	2,030	27,140				
7,000	32,650	31,230	2,100	30,170				
8,000	34,750	33,330	2,170	33,200				
9,000	36,850	35,430	2,240	36,230				
10,000	38,950	37,530	2,310	39,260				
11,000	41,050	39,630	2,380	42,290				
12,000	43,150	41,730	2,450	45,320				
13,000	45,250	43,830	2,520	48,350				
14,000	47,350	45,930	2,590	51,380				
15,000	49,450	48,030	2,660	54,410				
16,000	51,550	50,130	2,730	57,440				
17,000	53,650	52,230	2,800	60,470				
18,000	55,750	54,330	2,870	63,500				
19,000	57,850	56,430	2,940	66,530				
20,000	59,950	58,530	3,010	69,560				
21,000	62,050	60,630	3,080	72,590				
22,000	64,150	62,730	3,150	75,620				
23,000	66,250	64,830	3,220	78,650				
24,000	68,350	66,930	3,290	81,680				
25,000	70,450	69,030	3,360	84,710				
26,000	72,550	71,130	3,430	87,740				
27,000	74,650	73,230	3,500	90,770				
28,000	76,750	75,330	3,570	93,800				
29,000	78,850	77,430	3,640	96,830				
30,000	80,950	79,530	3,710	99,860				
31,000	83,050	81,630	3,780	102,890				
32,000	85,150	83,730	3,850	105,920				
33,000	87,250	85,830	3,920	108,950				
34,000	89,350	87,930	3,990	111,980				
35,000	91,450	90,030	4,060	115,010				
36,000	93,550	92,130	4,130	117,040				
37,000	95,650	94,230	4,200	119,070				
38,000	97,750	96,330	4,270	121,100				
39,000	99,850	98,430	4,340	123,130				
40,000	101,950	100,530	4,410	125,160				
41,000	104,050	102,630	4,480	127,190				
42,000	106,150	104,730	4,550	129,220				
43,000	108,250	106,830	4,620	131,250				
44,000	110,350	108,930	4,690	133,280				
45,000	112,450	111,030	4,760	135,310				
46,000	114,550	113,130	4,830	137,340				
47,000	116,650	115,230	4,900	139,370				
48,000	118,750	117,330	4,970	141,400				
49,000	120,850	119,430	5,040	143,430				
50,000	122,950	121,530	5,110	145,460				
51,000	125,050	123,630	5,180	147,490				
52,000	127,150	125,730	5,250	149,520				
53,000	129,250	127,830	5,320	151,550				
54,000	131,350	129,930	5,390	153,580				
55,000	133,450	131,030	5,460	155,610				
56,000	135,550	133,130	5,530	157,640				
57,000	137,650	135,230	5,600	159,670				
58,000	139,750	137,330	5,670	161,700				
59,000	141,850	139,430	5,740	163,730				
60,000	143,950	141,530	5,810	165,760				</

保険金をお支払いする主な場合

賠償責任部分

- (その1) 食品営業者特別約款、旅館特別約款(生産物危険条項、施設危険条項)
被保険者が保険期間中に次のA.～C.までの事由に起因して、他人の生命や身体を害したり、他の財物を滅失、破損または汚損した場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

A. 被保険者により販売または提供され、被保険者の占有を離れた食品、容器(以下「食品等」といいます。)の欠陥

B. 被保険者による加入者証記載の施設の所有・使用・管理の不備

C. 被保険者が行う、製造・販売・サービス等、加入者証記載の業務活動上のミス

- (その2) 食品営業者特別約款(来訪者財物損壊補償特約、漏水補償特約)、旅館特別約款(受託物危険条項、施設危険条項)

1. 被保険者が所有・使用または管理する施設内で保管する(受託品が、保険期間中に滅失、破損もしくは汚損し、または紛失もしくは盗取されたことにより、受託品について正当な権利を有する者に対し被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害、および携帯品の盗取について被保険者が商法第594条第2項に定める損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して時価額を限度に保険金をお支払いします。

(注)一時的に施設外で管理する場合を含みます。

※携帯品とは施設の来訪者が持つ財物をいい、受託品を除きます。

2. 給排水管、暖冷房装置、湿度調節装置、消火栓、業務用器具もしくは家庭用器具からの蒸気もしくは水の漏出または溢(いっ)出またはスプリンクラーからの内容物の漏出もしくは溢(いっ)出による財物の滅失、破損または汚損に起因する損害

(その3) (総合食品賠償特約)

保険期間中に下記の①～⑩の損害が発生した場合、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害(①、⑥～⑩については法律上の損害賠償責任の有無は問いません。)に対して保険金をお支払いします。

①被害者治療費等:前記のA.B.C.の事由に起因して、被害者が身体の障害を被り、その結果、事故の日から180日以内に、通院もしくは入院し、重度後遺障害を被り、または死亡した場合において、被保険者が治療費、見舞金等を引受保険会社の承認を得て負担することによって被る損害

②人格権侵害(注1):前記のA.B.C.の事由に起因する第三者の人格権侵害(注2)

(注1) 人格権侵害とは「不当な身体の拘束による自由の侵害もしくは名誉毀(き)損またはプライバシーの侵害」をいいます。

③広告宣伝活動(注2)による権利侵害:前記のA.B.C.の事由に起因する広告宣伝活動による第三者の権利侵害

(注2) 広告宣伝活動とは、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌、看板等によって不特定多数の人に対して、被保険者の商品、サービスまたは事業活動に関する情報を提供することによって起因する「名譽毀(き)損」、「プライバシーの侵害」または「著作権、表題または標語の侵害」をいいます。

④事故原因となった食品等自体の損害(業種9(旅館営業))の場合、本補償はありません):前記のA.の事由に起因して、販売または提供した食品等以外の財物損壊または身体障害が発生した場合における、販売または提供した食品等自体の損害

⑤不良完成品損害:前記Aの事由に起因して、被保険者が、完成品の滅失、破損もしくは汚損によって被る損害。

⑥初期対応費用:前記のA.B.C.の事由に起因する事故が発生した場合に、損害の拡大を防止・軽減または訴訟の解決のために被保険者が現実に支出した下記の費用(有益かつ必要なものに限ります)。ただし次の5.の費用については、身体障害事故が発生した場合に限りません。

1. 事故現場の保存に要する費用 2. 事故現場の取り片付けに要する費用 3. 事故状況または原因を調査するために要した費用 4. 事故の調査目的として被保険者の使用者を事故現場に派遣するために要した交通費、宿泊費または通信費等の費用 5. 被保険者が販売または提供した食品等に起因して第三者に身体障害を与えた場合に限り、その損害の原因となった食品等(同種の食品等をいい、事故の原因となったその食品等自体に限りません。)の保存、取り片付けまたは回収等に要した費用

⑦訴訟対応費用:前記のA.B.C.の事由に起因する事故が発生し争訟費用が支払われる場合に、被保険者が日本国内の裁判所に提起された訴訟に関連して現実に支出した下記の費用(有益かつ必要なものに限ります)。

1. 被保険者の使用者の超過勤務手当、交通費、宿泊費または臨時雇用費用

2. 訴訟に関する必要文書作成にかかる費用 3. 被保険者または外部の実験機関が事故を再現するために要する費用(事故の原因や状況を調査するために要した額を限度とし、事故後の製品開発等を目的とする実験費用を含みません。)

<傷害補償特約(業務災害補償保険)部分>

20ページをご確認ください。

<現金盗難等補償特約(マネー包括保険)部分>

10～11ページをご確認ください。

保険金をお支払いしない主な場合

賠償責任部分

は吸引、 ◇石綿等への曝露(ばくろ)による疾病 ◇石綿等の飛散または拡散

○保険期間開始前に既に発生していた事故と同一の原因により、保険期間開始後に生じた事故に基づく損害

○食品等の瑕疵によるその食品等の損壊自身に対する損害賠償責任(上記の「保険金をお支払いする主な場合<その3>④」に規定する場合には一部補償の対象となります。)

○被保険者が、所有・使用または管理する財物を、滅失、破損または汚損(以下「損壊」といいます)した場合において、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任

(上記の「保険金をお支払いする主な場合<その2>①、および<その5>に規定する場合には一部補償の対象となります。)

○被保険者と生計を共にする同居の親族に対する損害賠償責任

○被保険者の使用者人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任

○戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変もしくは暴動または騒擾(じょう)、労働争議に起因する損害賠償責任

○地震、噴火、洪水、津波等の天災に起因する損害賠償責任

○液体、気体(煙、蒸気、じんあい等を含みます。)または固体の排出、流出または溢(いっ)出に起因する損害賠償責任(ただし、不測かつ突然の事故によるものを除きます。)

○原子核反応または原子核の崩壊に起因する損害賠償責任

○直接である間接であると間接であるとを問わず、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被る損害。いずれの事由についても、実際に生じたまたは行われたと認められた場合には限らず、それらの事由があったとの申し立てに基づいて被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合を含みます。

◇石綿等(アスペスト、石綿製品、石綿織維、石綿粉塵(じん))の人体への摂取また

保険金をお支払いする主な場合

- ⑧損害回復費用:前記のA.B.C.の事由に起因する事故が発生、または、後記⑩に規定するリコールにより保険金をお支払いする場合において、引受保険会社の承認を得て事故によって失った被保険者の信頼度を回復させるための広告宣伝活動等およびその方法を策定するために第三者のコンサルタントを起用した場合の費用として、事故発生後12か月以内に被保険者が現実に支出した費用(事故の生じた施設または食品等について安全対策または品質管理改善を施した旨の宣伝または広告費用に限ります。)

⑨消毒費用:次に掲げる事象により施設が汚染された場合、あるいは汚染された疑いがある場合に、施設の消毒費用(消毒を目的とした施設の備品等交換費用、トコジラミの駆除費用、トコジラミが発生したおそれがある部分のクリーニング費用(トコジラミが発生した部屋およびその両隣の部屋に限ります。)・消毒費用を含みます。)として被保険者が現実に負担する費用

1. 施設における食中毒、トコジラミの被害の発生。(食品衛生法等の規定に基づき所轄保健所長に届出のあったものに限ります。) 2. 施設における特定感染症(注3)の発生。 3. 施設が「食中毒」または「一類感染症、二類感染症、三類感染症、指定感染症、新感染症、新感染症」の原因となる病原菌に汚染された疑いがある場合、トコジラミの発生が疑われる場合における保健所その他の行政機関からの指導による施設の消毒その他の処置

(注3) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条に規定する次の感染症(政令により指定することが主務官庁から公表されているもの)を含みます。「一類感染症、二類感染症、三類感染症、指定感染症、新感染症、レジオネラ症」

リコール費用:

(1) 生産物の瑕疵に起因して、日本国内に存在する生産物の回収等を実施するため有益かつ必要と認められる次の1からxiまでに該当する費用(記名被保険者以外の者が支出し、記名被保険者に対して求償してきたものを含みます。)を被保険者が負担することによって被る損害

i 新聞、雑誌、テレビ、ラジオ等による社告費用

ii 電話、ファクシミリ、郵便等による通信費用

iii 回収生産物が否かまたは瑕疵の有無について確認するための費用

iv 回収生産物の修理費用

v 代替品の製造原価または仕入原価

vi 回収生産物と引換に返還するその生産物の対価

vii 回収生産物または代替品の輸送費

viii 回収生産物の一時的な保管を目的として臨時に借用する倉庫または施設の賃借費用

ix 回収等の実施により生じる人件費のうち通常要する人件費を超える部分

x 回収等の実施により生じる出張費・宿泊費等

xi 回収生産物の廃棄費用

(2)(1) の損害に対して保険金を支払うのは、事故の発生またはそのおそれがある生産物に対してなされたものに限り、回収等の実施および生産物事故の発生またはそのおそれがある事由により客観的に明らかになった場合に限ります。

i 記名被保険者または回収等実施者の行政庁に対する届出または報告等

ii 記名被保険者または回収等実施者が行う新聞、雑誌、テレビ、ラジオまたはこれらに準じる媒体による社告

iii 回収等の実施についての行政庁の命令

(その4) 食中毒・特定感染症利益補償特約(オプション、スーパーあんしんフード君においては自動セッ)

施設において「食中毒(注1)」や「特定感染症(注2)」が発生し、または「それらの疑い」があり、保健所等行政機関の指導に基づく施設の消毒等の処置がされ、施設の営業が休止した場合の営業損失を補償します。

(注1) 食中毒については、食品安全法の規定に基づき所轄保健所に届出のあったものに限ります。

(注2) 特定感染症とは以下に掲げるものをいいます。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条に規定する次の感染症(政令により指定することが主務官庁から公表されているものを含みます。)①一類感染症 ②二類感染症 ③三類感染症 ④指定感染症 ⑤新感染症

(その5) 旅館宿泊者賠償特約(オプション)(業種9のみ)

被保険者(宿泊者)が旅館・ホテルに到着してから退出するまでの間に、他人の身体の障害、財物の滅失、破損もしくは汚損(被保険者の管理財物を含む)に対する損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金を支払います。

傷害補償特約(業務災害補償保険)部分>

20ページをご確認ください。

現金盗難等補償特約(マネー包括保険)部分>

10～11ページをご確認ください。

- 治療費等を受け取るべき者の故意によって生じた被害者治療費等
○食品等が完成品を損壊した場合における生産物(食品等)自体の損害
○受託品の損壊等または携帯品の盗取による、使用不能またはそれによる収益減少について被保険者が損害賠償責任を負担することによって被る損害
○被保険者の代理人または被保険者の親族が行いまたは加担した受託品、携帯品の盗取による損害
○受託品が来訪者に引き渡された後に発見された受託品の損壊に起因する損害
○受託品または携帯品が次のいずれかに該当する場合

◇自動車等(乗用9除く)

◇自動車等に積載された財物

◇被保険者の使用者が所有または私用に供する財物

○リコール費用補償につき、直接であると間接であるとを問わず、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害

◇保険契約者または記名被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関、以下同様とします。)の故意もしくは重大な過失による事故の発生またはそのおそれ

◇保険契約者または記名被保険者の故意もしくは重大な過失による法令違反

◇生産物の自然の消耗・磨耗・さびかび・むれ・腐敗・変質・変色・その他類似の事由。ただし、これらの事由が異物混入の結果として発生した場合は除きます。

◇保険期間に規定して製造・販売等を行った生産物の同期間経過後の品質劣化等

◇生産物の修理または代替品の瑕疵

◇記名被保険者に害を与えることを目的として行われた記名被保険者の従業員、短期労働者、契約社員、準社員、嘱託、非常勤、臨時社員の悪意または犯罪行為に起因して生じた異物混入または異物混入強迫

○リコール費用補償につき、保険期間が開始した場合においても、次のいずれかに該当する場合。

傷害補償特約(業務災害補償保険)部分>

9ページをご確認ください。

現金盗難等補償特約(マネー包括保険)部分>

10～11ページをご確認ください。

- ◇この保険契約の保険期間の開始時から、保険料を領収した時までの期間中に回収決定が行われたとき。
◇この保険契約の保険期間の開始時から、保険料を領収した時までの期間中に、被保険者が事故の発生またはそのおそれを知ったときもしくは知ったと合理的に推定されるとき。

食中毒・特定感染症利益補償特約(オプション・スーパーあんしんフード君においては自動セッ)

○保険契約者または被保険者の故意または重大な過失

○被保険者の故意または重大な過失による法令違反

○戦争・外國の武力行使・革命・政権奪取・内乱・武装反乱その他これらに類似の事

○暴動または騒擾(じょう)または労働争議に起因する損害賠償責任

○地震、噴火、洪水、津波等の天災に起因する損害賠償責任

○液体、気体(煙、蒸気、じんあい等を含みます。)または固体の排出、流出または溢(いっ)出に起因する損害賠償責任(ただし、不測かつ突然の事故によるものを除きます。)

<傷害補償特約(業務災害補償保険)部分>

<自動セット特約>

業務災害補償保険普通保険約款

- ・業務災害補償保険追加特約
- ・条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約

<各種特約>

- ・死亡補償保険金・後遺障害補償保険金支払特約
- ・入院補償保険金・手術補償保険金支払特約
- ・通院補償保険金支払特約

<現金盗難等補償特約(マネー包括保険)部分>

<特別約款>

<自動セット特約>

運送保険普通保険約款

- ・マネー包括保険
- ・自動セット特約(注)および日本食品衛生協会特別約款(マネー包括保険用)

この保険は日本食品衛生協会が保険契約者となり、会員を被保険者とする包括契約です。日本国内において輸送・保管される現金・小切手等の貨紙幣類を対象に、保険契約期間中に生じた盗難・火災等、偶然・外来の事故による損害をオール・リスク条件で補償します。

(注)「テロ行為等不担保特約」、「生物化学兵器、電磁兵器等危険不担保特約」、「保険法に関する特約」、「重大事由による解除にかかる特約」

(2)補償内容

<賠償責任保険部分>

■被保険者

保険の種類	被保険者(ご加入いただいた保険契約で補償を受けられる方をいいます。)
食品営業者賠償責任保険、旅館賠償責任保険	加入申込票(注)の「記名被保険者」欄に記載された方が被保険者となります。
責任保険、旅館宿泊者賠償責任保険	((公社)日本食品衛生協会の会員に限ります。)

ただし、適用される普通保険約款・特約によりその他の被保険者が設定される場合がありますので、詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。

(注)引受保険会社にこのご加入の申込みをするために提出する書類をいい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合は、これらの書類を含みます。

■保険金をお支払いする主な場合

パンフレット本文をご参照ください。

■お支払いする保険金

パンフレット本文をご参照ください。

■保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)

パンフレット本文の「保険金をお支払いしない主な場合」のページをご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されております。

<傷害補償特約(業務災害補償保険)部分>

■被保険者・記名被保険者

加入申込票の「記名被保険者」欄に記載された被保険者をいいます。((公社)日本食品衛生協会の会員に限ります。)

■補償対象者

パンフレット本文(8ページ)をご参照ください。

■補償の対象

記名被保険者の業務に従事する方(補償対象者をいいます。)が、記名被保険者の業務に従事している間に身体障害を被った場合に、記名被保険者が支出する費用等を補償する保険です。

■保険金をお支払いする主な場合

パンフレット本文(8ページ)をご参照ください。

■お支払いする主な保険金

パンフレット本文(8-20ページ)をご参照ください。

■保険金をお支払いしない主な場合

パンフレット本文(9ページ)をご参照ください。

<現金盗難等補償特約(マネー包括保険)部分>

■被保険者

加入申込票の「記名被保険者」欄に記載された被保険者をいいます。((公社)日本食品衛生協会の会員に限ります。)

■保険の対象

現金・小切手等の「貨紙幣類」が保険の対象となります。詳細は別表「保険の対象および保険価額の一覧表」(11ページ)をご確認ください。ただし、以下のものは保険の対象に含まれません。

・被保険者の事業用以外のもの(家計用のものや社員積立金等)

・被保険者が交通費・旅費等の経費として使用する目的で、役員・使用人に引き渡した以降の現金・乗車券・定期券等

・被保険者以外の法人または個人から輸送または保管を伴う業務を受託したもの

(3)セッタブルな主な特約

<賠償責任保険部分>

セッタブルな主な特約はパンフレット本文をご参照ください。特約の内容の詳細は、損害保険部分取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

<傷害補償特約(業務災害補償保険)部分><現金盗難等補償特約(マネー包括保険)部分>

任意にセッタブルな特約はありません。

(4)保険期間・補償の開始時期

<賠償責任保険部分><傷害補償特約(業務災害補償保険)部分><現金盗難等補償特約(マネー包括保険)部分>

この保険の加入期間(保険責任の始まる日から終了するまでの期間をいいます。)は原則として1年間です。お客さまが実際にご加入いただく加入期間につきましては、パンフレット本文または加入申込票の保険期間欄にてご確認ください。補償の開始時期は始期日の午後4時(加入申込票またはセッタブルな特約により異なる時刻が記載されている場合にはその時刻)に補償を開始します。保険料(分割払の場合第1回分割保険料)は、保険料の払込みが猶予される場合(注)を除いて、ご加入と同時に払い込んでください。加入期間が始まった後でも、保険料の払込みを怠った場合、始期日から損害保険部分取扱代理店または引受保険会社が保険料を領収するまでの間に生じた事故による損害に対しては保険金をお支払いしません。

(注)保険料の払込みが猶予される場合の詳細については「注意喚起情報のご説明」の「5.保険料の払込猶予期間等の取扱い」(24ページ)をご参照ください。

(5)支払限度額等

<賠償責任保険部分>

パンフレット本文をご参照ください。

<傷害補償特約(業務災害補償保険)部分>

支払限度額・日額とは、保険金をお支払いする限度額・日額をいいます。詳細は「(2)補償内容 <傷害補償特約(業務災害補償保険)部分> ■お支払いする主な保険金」をご参照ください。お客さまが実際にご加入いただく支払限度額・日額につきましては、加入申込票の「支払限度額・日額」欄にてご確認ください。

<現金盗難等補償特約(マネー包括保険)部分>

【保険価額】 保険の対象を金銭に評定した額のことをいい、保険金を支払うべき事故が発生したときに被保険者が被る可能性のある最高見積額をいいます。

【保険金額】 保険加入時の契約額のことをいい、保険金を支払うべき事故が発生したときに支払われる最高限度額をいいます。

【支払限度額】 契約条件として取決めを行う保険金お支払いの限度額をいいます。1事故あたりの支払限度額を協定させていただきます。

・特別な取決めがない限り、保険価額は別表「保険の対象および保険価額の一覧表」(11ページ)記載のとおりとし、保険金額は保険価額と同額とします。
・支払限度額は、パンフレット本文(10ページ)をご参照ください。(支払限度額は被保険者ごとに設定いただきます。)

(6)その他の注意事項

<現金盗難等補償特約(マネー包括保険)部分>

・輸送方法は、携行(注1)、護送(注2)、書留郵便(簡易書留、配達証明書留郵便を含み、特定記録郵便を除きます。)または貴重品であることを告げて輸送を委託する鉄道便・航空便・自動車便に限ります。

(注1)携行とは、全輸送過程を通じて、保険の対象(補償の対象となる貨紙幣類)が常に携行人の直接の管理下におかれている状態をいいます。なお、以下の場合も携行中とみなします。

・業務遂行のための輸送途上において、保険の対象が宿泊施設等において施設された客室内または宿泊施設等が責任をもって管理するセキュリティボックスにある間
・業務遂行のための輸送途上において、保険の対象が携行人の使用する施設された自動車(二輪車は除きます。)内に置かれている間

(注2)護送とは、警察等の公的機関や民間警備会社(ただし、当社が合意した別段の取決めがある場合を除きます。)による警備付きの輸送をいいます。

・外貨建の「貨紙幣類」(外国通貨等)は、特別な取決めのない限り、別表「保険の対象および保険価額の一覧表」(11ページ)記載のとおり、事故発生日前日における三菱UFJ銀行本店の電信売(T.T.Selling)相場の終値をもって円貨に換算した額を保険価額としております。よって、為替変動によりお支払いする保険金の円貨換算後の額がご契約時に比し下回ることがあります。

2. 保険料

<賠償責任保険部分><現金盗難等補償特約(マネー包括保険)部分>

保険料(注)は、保険料算出の基礎、支払限度額、保険期間等によって決定されます。詳細は損害保険部分取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。お客さまが実際にご加入いただく保険料(注)につきましては、パンフレット本文または加入申込票の「保険料」欄にてご確認ください。

<傷害補償特約(業務災害補償保険)部分>

①保険料

保険料(注)は、事業種類・保険料算出の基礎数値等によって決定されます。また、継続契約においては、本制度全体の過去の保険全のお支払実績等に基づく割増引が適用されます。詳細は損害保険部分取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

②被保険者数割引の適用

ご加入いたいた被保険者の数(制度全体での本特約への加入者数)にしたがって、被保険者数割引を適用することができます。ただし、割引率は被保険者の数により変動します。このため、加入状況により割引率が変更となる場合があります。

(注)申込人が保険契約に基づいて引受保険会社に払い込むべき金額をいいます。

3. 保険料の払込方法について 注意喚起情報

パンフレット本文(22ページ)をご参照ください。

4. 満期返り金・契約者配当金

このご契約には、満期返り金・契約者配当金はありません。

5. 解約返り金の有無

ご加入の脱退(解約)に際しては、ご加入の条件に応じて、ご加入の保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返り金として返還いたしますが、始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により追加のご請求をさせていただく場合があります。注意喚起情報のご説明の「6.解約と解約返り金」をご参照ください。

注意喚起情報の説明

1. ご契約申込みの撤回等(クーリングオフ)

この保険は、公益社団法人日本食品衛生協会がご契約者となる団体契約であることから、クーリングオフの対象ではありません。

2. 告知義務・通知義務等 ~加入申込票の記載上の注意事項(告知義務)、ご加入後にご連絡いただくべき事項(通知義務等)~

(1)ご加入における注意事項(告知義務～加入申込票の記載上の注意事項)

○<賠償責任保険部分><傷害補償特約(業務災害補償保険)部分><現金盗難等補償特約(マネー包括保険)部分>

特にご注意ください

申込人または被保険者(記名被保険者)には、ご加入時に加入申込票(注)の記載事項について事実を正確に告知いただく義務(告知義務)があり、損害保険部分取扱代理店には告知受領権があります(損害保険部分取扱代理店に対して告知いただいた事項は、引受保険会社に告知いただいたものとなります)。

加入申込票(注)に記入された内容のうち、※印がついている項目は危険に関する重要な事項です。この項目が、事実と異なる場合、または事実を記載しなかった場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、加入申込票(注)の記載内容を必ずご確認ください。

(注)引受保険会社にこのご加入の申込みをするために提出する書類をいい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合は、これらの書類を含みます。

この保険契約と補償の範囲が重なる他の保険契約等について既にご加入されている場合、「補償の重複」が生じることがありますので、必ずその内容(保険の種類・保険金額等)を告知してください。補償の範囲が重なるのは、この保険契約と異なる保険種類にセッタブルな特約の補償内容が同一となっている場合もあります。

ご不明な場合は、現在ご加入されている保険契約の内容が確認できる書類とともに、損害保険部分取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。また、引受保険会社または損害保険部分取扱代理店は、保険契約者である日本食品衛生協会から保険料をお支払いいただき、保険料領収証を発行します。加入者は、日本食品衛生協会に加入保険料をお支払いいただきますので、引受保険会社は加入者に対しては保険料領収証を発行しません。

<現金盗難等補償特約(マネー包括保険)部分>

○通貨に関してご注意いただきたいこと

「円建」のお引受けになります。「外貨建」のお引受けはできません。

(2)ご加入後ににおける注意事項(通知義務等)

ご加入後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、あらかじめ(事実の発生が申込人または被保険者の責任によらない場合は遅滞なく)損害保険部分取扱代理店または引受保険会社にご通知ください。ご通知がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

○保険の対象(施設、業務等)に変更(追加および削除を含みます。)が生

7. 保険会社破綻時等の取扱い

引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご契約時にお約束した保険金、解約返り金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。
引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しております。
この保険は、保険契約者が個人、小規模法人（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。）またはマンション管理組合である場合に限り、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります（保険契約者が個人、小規模法人、マンション管理組合（以下、「個人等」といいます。）以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。）。
補償対象となる場合には保険金や解約返り金は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

8. 損害保険部分取扱代理店の権限

損害保険部分取扱代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っています。
したがって、損害保険部分取扱代理店にお申し込みいただき有効に成立したご契約は、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

9. 個人情報の取扱い

パンフレット本文（22ページ）をご参照ください。

10. 失効について（傷害補償特約、現金盗難等補償特約）

この保険契約が失効した場合、未経過期間分の保険料を返還します。詳細は損害保険部分取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

11. 特約などの補償重複

補償内容が同様の保険契約（他の保険契約にセッテされる特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合は、補償が重複することがあります。
補償が重複すると、特約などの対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。
補償内容の差異や支払限度額・日額等をご確認いただき、特約などの要否をご判断いただいたうえで、ご加入ください。（注）
(注)1契約のみに特約などをセッテした場合、ご契約を解約したときなどは特約などの補償がなくなることがあります。ご注意ください。

この保険商品に関するお問い合わせは

【損害保険部分取扱代理店】普及推進員

保険に関するご相談・苦情・お問い合わせは

「三井住友海上お客様デスク」

0120-632-277（無料）
【受付時間】平日 9:00～20:00
土日・祝日 9:00～17:00

（年末・年始は休業させていただきます）

※2020年10月より平日の電話受付時間は
9:00～19:00になります。

指定紛争解決機関

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

**一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター
0570-022-808(ナビダイヤル(有料))**

【受付時間】平日 9:15～17:00

詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（http://www.sonpo.or.jp/）

その他のご説明

ご加入に際してご確認いただきたいその他の事項を記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、お申込みくださいますようお願いします。この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は普通保険約款および特約をご確認ください。また、ご不明な点については、損害保険部分取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

お申込み時にご注意いただきたいこと～注意喚起情報のほかにご注意いただきたいこと～

（1）ご加入条件

次のような場合には、保険期間終了後、継続加入できることや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
著しく保険金請求の頻度が高いなど、加入者相互間の公平性を逸脱する極端な保険金支払またはその請求があった場合

（2）保険料算出のための確認資料

ご加入の際に、保険料を算出（確定）するために必要な資料（注）を引受保険会社にご提出いただきます。詳細は損害保険部分取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

（注）引受保険会社様式による「申告書」等をいいます。

お申込み後にご注意いただきたいこと～注意喚起情報のほかにご注意いただきたいこと～

（1）加入者証の確認・保管

ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。

（2）示談交渉は必ず引受保険会社とご相談いただきながらおすすめください。<賠償責任保険部分>

この保険では、保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求権者との示談交渉を行う「示談交渉のサービス」を行いませんが、万一、被保険者が損害賠償責任を負う事故が発生した場合には、賠償問題が円満に解決するようご相談に応じさせていただきます。なお、あらかじめ引受保険会社の同意を得ないで損害賠償責任を認めたり、損害賠償金等を支払われた場合には、損害賠償責任がないと認められる額等が保険金から差し引かれることができますのでご注意ください。

（3）保険契約に関する調査

保険契約に関して、必要な調査をさせていただくことがあります。この調査を正当な理由なく拒んだ場合は、ご契約を解除することができます。

事故が起こった場合の手続き

（1）事故にあわれた場合の引受保険会社へのご連絡等

<賠償責任保険>

事故が発生した場合は、あわてず、落ち着いて、次の処置を行ったうえで、損害保険部分取扱代理店または引受保険会社にご連絡ください。

- ①損害の発生および拡大の防止
- ②相手の確認
- ③目撃者の確認

<傷害補償特約（業務災害補償保険）>

事故が発生した場合は、損害の拡大を防止または軽減する処置等を行ったうえで、損害保険部分取扱代理店または引受保険会社にご連絡ください。

<現金盗難等補償特約（マネー包括保険）>

事故が発生した場合は、以下ア～エの内容につきご対応いただきます。ご対応いただけない場合には保険金のお支払いが遅れたり、お支払いする保険金が減額される場合がありますのでご注意ください。

ア、損害の発生および拡大の防止に努めていただくこと。

イ、他人に損害賠償の請求をする場合には、その権利の保全および行使に必要な手続を行っていただくこと。

ウ、他の保険契約等の有無および内容について遅滞なく当社にご通知いただくこと。

エ、保険金支払手続に際し、当社が必要とする書類または証拠をご提出いただき、損害の調査にご協力いただくこと。

なお、保険の対象や事故内容によっては、上記以外にご対応いただくべき事項があります。詳細は本保険に適用される特約にてご確認ください。

（例）小切手に事故が発生した場合には、必要な法律上の公示催告手続や喪失株券の失効手続等を行っていただきます。

（2）保険金のご請求時にご提出いただく書類

被保険者または保険金を受け取るべき方（これらの方の代理人を含みます。）が保険金の請求を行う場合は、次表の書類のうち、事故受付後に引受保険会社が求めるものをご提出いただきます。詳細は損害保険部分取扱代理店または引受保険会社にご相談ください。

*1 特約に基づいて保険金の請求を行う場合は、次表の書類のほかそれぞの特約で必要となる書類をご提出いただきます。

*2 事故の内容、損害の程度等に応じて、次表の書類以外の書類をご提出いただくようお願いする場合がありますので、ご了承ください。

<賠償責任保険部分>

共済金・保険金のご請求に必要な書類

書類の例	
(1) 認可特定保険業者（（公社）日本食品衛生協会）所定の共済金請求書	認可特定保険業者（（公社）日本食品衛生協会）所定の共済金請求書
(2) 引受保険会社所定の保険金請求書	引受保険会社所定の保険金請求書
(3) 引受保険会社所定の事故内容報告書、損害の発生を確認する書類およびその他これに類する書類（注）	引受保険会社所定の事故内容報告書、警察署・消防署の証明書、交通事故証明書、事故原因・損害状況に関する写真・画像データ・修理業者からの報告書、損害明細書、免責事由該当性を確認する書類
(4) 損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類 ①他人の身体障害の程度、損害の額および損害賠償請求権者を確認する書類	診断書、後遺障害診断書、死亡診断書、診療報酬明細書、治療費および治療にかかる交通費・諸経費の領収書・明細書、休業損害証明書、源泉徴収票、住民票、戸籍謄本
②他人の財物損壊（財物の使用不能による間接損害を含みます。）の程度、損害の額および損害賠償請求権者を確認する書類	修理見積書・領収書、取得時の領収書、決算書類、事故前後の売上計画・実績、自動車検査証（写）、建物登記簿謄本、戸籍謄本、全部（個人）事項証明書
③①および②のほか、損害の額、被害者および損害賠償請求権者を確認する書類	示談書、判決書、引受保険会社所定の念書および損害賠償請求権者からの領収書
④損害賠償請求権者に対して負担する損害賠償の額および損害賠償金の支払いまたは保険金の支払いに関する損害賠償請求権者の承諾を確認する書類	権利移転証（兼）念書
⑤共同不法行為の場合に第三者等に対する権利の移転を確認する書類	支出された損害防止費用・権利保全行使費用・緊急措置費用・協力費用・争訟費用等の費用が確認できる書類・明細書
⑥被保険者が負担した費用の額を示す書類	住民票、戸籍謄本、委任状、印鑑証明書、法人代表者資格証明書、代表者事項証明書
⑦その他必要に応じて引受保険会社が求める書類 ①保険金請求権者を確認する書類	引受保険会社所定の同意書
②引受保険会社が事故または損害の調査を行うために必要な書類	示談書、判決書、被害者からの領収書、保険会社からの支払通知書、労災支給決定通知書
③他から支払われる損害賠償金・保険金・給付金等の額を確認する書類	委任を証する書類および委任を受けた方の印鑑証明書または法人代表者資格証明書もしくは代表者事項証明書
④保険金の請求を第三者に委任したことを確認する書類	
⑤被害者治療費等補償保険金について ①公の機関（やむを得ない場合は第三者）等の事故証明書	
②治療費等の請求書または見積書等治療費等の発生を証明する書類	
③被害者以外の医師の診断書	
④被害者またはその法定相続人の受領証等治療費等の支払を証明する書類	

<傷害補償特約（業務災害補償保険部分）>

共済金・保険金のご請求に必要な書類

書類の例	死亡・後遺障害	入院・手術	通院
(1)引受保険会社所定の保険金請求書	引受保険会社所定の保険金請求書	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
(2)引受保険会社所定の事故状況報告書	事故状況報告書兼証明書、労働者死傷病報告（写）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
(3)記名被保険者が災害補償規定等を定めている場合は、災害補償規定等	災害補償規定等（写）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
(4)公の機関（やむを得ない場合には、第三者）の事故証明書	警察署・消防署等の公の機関の証明書、交通事故証明書等	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
(5)補償対象者であることを確認するための書類	従業員名簿（写）、雇用契約書（写）、請負契約書（写）、発注書（写）等	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
(6)死亡を証明する書類および補償対象者の戸籍謄本	死亡診断書、死体検案書、補償対象者の戸籍謄本および遺族の戸籍謄本	<input type="radio"/>	
(7)後遺障害の程度を証明する補償対象者以外の医師の診断書	引受保険会社所定の後遺障害診断書、レントゲンフィルム等検査資料、その他後遺障害の内容・程度を示す書類等	<input type="radio"/>	
(8)記名被保険者が支払った補償金の額を証明する書類（補償対象者に対して補償金を支払った後に保険金を請求する場合）	補償金の振込伝票（写）または補償金受領書	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
(9)身体障害の程度および手術の内容を証明する補償対象者以外の医師の診断書	引受保険会社所定の診断書、診療報酬明細書、治療費領收書、診療明細書、入院・通院・手術申告書等		<input type="radio"/>
(10)入院した日数を証明する病院または診療所の証明書	引受保険会社所定の診断書、診療報酬明細書、治療費領收書、診療明細書、入院・通院・手術申告書等		<input type="radio"/>
(11)身体障害の程度を証明する補償対象者以外の医師の診断書	引受保険会社所定の診断書、診療報酬明細書、治療費領收書、診療明細書、入院・通院・手術申告書等		<input type="radio"/>
(12)通院日数を記載した病院または診療所の証明書類	引受保険会社所定の診断書、診療報酬明細書、治療費領收書、診療明細書、入院・通院・手術申告書等		<input type="radio"/>
(13)保険金を補償金に充当することについての補償対象者またはその補償対象者の遺族の承諾書（補償対象者に対して補償金を支払う前に保険金を請求する場合）	保険金を補償金に充当することについての承諾書	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
(14)その他必要に応じて引受保険会社が求め書類	引受保険会社所定の同意書、労災保険法等の支給請求書（写）、支給決定通知書（写）等	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

<現金盗難等補償特約(マネー包括保険部分)>

保険金のご請求に必要な書類	書類の例
(1)当社所定の保険金請求書	当社所定の保険金請求書
(2)事故内容報告書、損害または費用の発生を確認する書類およびその他これに類する書類 ①事故発生の状況・日時・場所、事故の原因、損害発生の有無を確認するための書類	当社所定の事故報告書、運送人等事故発生時の貨紙幣類の取扱者等からの事故原因および損害状況に関する報告書、その他の第三者からの損害にかかる証明書、損害を受けた場所等に関する写真・画像データ、警察による盗難・紛失証明願受理証明書・郵便局の亡失証明書またはこれらに代わるべき書類(盗難・滅失等の場合)、消防署の罹災証明書(火災の場合)
②小切手の事故内容を確認するための書類	小切手の写し、小切手の振出人が支払銀行あてに提出する事故届
③小切手の事故の場合、公示催告の手続に関する書類	公示催告申立書、公示催告・除権決定に要した費用の明細、除権決定文
(3)貨紙幣類の所有者および金額(種類・額面・数量等)を示す書類	集金先に発行した領収書、社内伝票・帳簿・通帳等の写し、郵便配達証明書、小切手を振り出されていた(実在していた)ことを示す書類
(4)損害が生じた貨紙幣類の輸送の事実、内容を示す書類	業務日報等、貨紙幣類の送り状・発送伝票等、金銭出納帳等現金の收受または出納を示す書類
(5)貨紙幣類の損害の内容(数量、程度、額)を示す書類	損害が生じた現金の額を示す書類、小切手の振出人・引受人が被保険者の場合で異議申立提供金を提供した場合の預託金(異議申立提供金相当額)預かり証
(6)受託した貨紙幣類に関する損害賠償の額および損害賠償請求権者を示す書類(「貨物賠償責任担保特別約款」がセットされ、この約款により損害を補償する場合)	損害賠償請求権者からの損害賠償請求書
(7)損害賠償請求権者に対して負担する損害賠償の額および損害賠償金の支払いまたは保険金の支払いに関する損害賠償請求権者の承諾を示す書類(「貨物賠償責任担保特別約款」がセットされ、この約款により損害を補償する場合)	示談書、判決書、損害賠償請求権者からの領収証、被保険者の保険金受領に対する損害賠償請求権者の同意書
(8)その他必要に応じて当社が求める書類 ①保険金請求権者を確認する書類	保険金請求の委任状、印鑑証明書、代表者資格証明書
②盗難・滅失等の場合の保険金請求で必要な書類	損害が生じた貨物が発見された場合、または事故原因が免責事由(注)に該当することが判明した場合に保険金を返却する旨の念書 (注)免責事由とは、保険金をお支払いしない場合のことをいいます。
③他から支払われる損害賠償金、保険金、給付金等がある場合、その額を示す書類	被保険者が被った損害に対して支払われることが決定し、または既に支払われた保険金、給付金、損害賠償金等がある場合は、その額を示す書類

■引受保険会社は、保険金請求に必要な書類^(注1)をご提出いただいたからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項^(注2)の確認を終えて保険金をお支払いします^(注3)。

(注1)保険金請求に必要な書類は、上記の表をご覧ください。

(注2)保険金をお支払いする事由の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

(注3)必要な事項の確認を行うために、警察など公の機関の捜査結果の照会、損害保険鑑定人・医療機関など専門機関の診断・鑑定等の結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が不可欠な場合には、普通保険約款、特別約款および特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者に通知します。

■保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。保険金請求権の発生時期等の詳細は、普通保険約款および特約をご確認ください。

■損害賠償請求権者は、損害賠償金にかかる被保険者の保険金請求権について保険法に基づく先取特権(他の債権者よりも優先して弁済を受ける権利)を有します。また、原則としてこれらの保険金請求権の譲渡・質権設定・差押えはできません。

連絡先・ご照会先

損害保険部分取扱代理店：

○株式会社フードセーフティ企画(幹事代理店)
住所：東京都渋谷区神宮前2-6-1(4階)
TEL:03-3796-3631

○普及推進員

損害保険部分引受保険会社：

三井住友海上火災保険株式会社 広域法人部 営業第一課
住所：東京都千代田区神田駿河台3-11-1
TEL:03-3259-6692